

古 殿 町 公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画

～流鏑馬の里 緑と人が響きあうぬくもりのあるまち ふるどの～

平成 2 9 年 3 月

古 殿 町

目 次

第1章	計画のあらまし	
第1節	計画の目的と位置づけ	
1.	計画策定の背景と目的	2
2.	位置づけと計画期間	3
第2節	対象施設	4
第2章	古殿町の現状と動向	
第1節	人口動向	
1.	人口の推移	6
2.	将来人口の見通し	8
第2節	財政状況	
1.	歳入・歳出の推移	10
2.	財政の見通し	11
第3章	公共施設等の概況	
第1節	公共施設の概況	
1.	保有状況	14
2.	整備状況	16
3.	運営状況	21
4.	主な施設の利用状況	22
5.	収入及びコストの状況	26
6.	改修・更新費用	28
第2節	インフラ施設の概況	
1.	整備状況	31
2.	改修・更新費用	33
第3節	公共施設等管理の課題	36
第4章	公共施設等管理計画	
第1節	公共施設等管理の基本方針	40
第2節	公共施設管理の取り組み	
1.	施設量適正化の推進	41
2.	安全・快適で永く活用できる施設管理の推進	45
3.	適切な施設配置と民間活力導入の促進	46
第3節	インフラ施設管理の取り組み	
1.	施設量適正化の推進	47
2.	安全・快適で永く活用できる施設管理の推進	48
3.	適切な施設配置と民間活力導入の促進	48
第4節	類型別の方針	
1.	文化・コミュニティ施設	49
2.	福祉・教育施設	51
3.	住宅施設	52
4.	行政施設	53
5.	消防・公園等施設	54

第5章 計画の推進

第1節 マネジメントの実行

- 1. 公共施設 56
- 2. インフラ施設 57

第2節 体制構築と進行管理

- 1. 推進体制の構築と連携 58
- 2. 進行管理と活用 59

第1章

計画のあらまし

第1節 計画の目的と位置づけ

1. 計画策定の背景と目的
2. 位置づけと計画期間

第2節 対象施設

第1章 計画のあらまし

第1節 計画の目的と位置づけ

1. 計画策定の背景と目的

(1)背景

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する」とされたところです。

平成25年11月には、この「日本再興戦略」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが求められています。

このような状況から、平成26年4月に総務省より、「公共施設等総合管理計画の策定要請」がなされたため、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むこととしました。

(2)目的

本計画は、計画策定の背景を踏まえ、公共施設等の建設時期や耐震改修などの現状から課題を整理し、安全で快適な施設を長きにわたって確保するよう、地域の需要に対応した施設の有効活用と良質なストック形成のための総合的な公共施設等管理の基本方針を設定しています。

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点から、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とします。

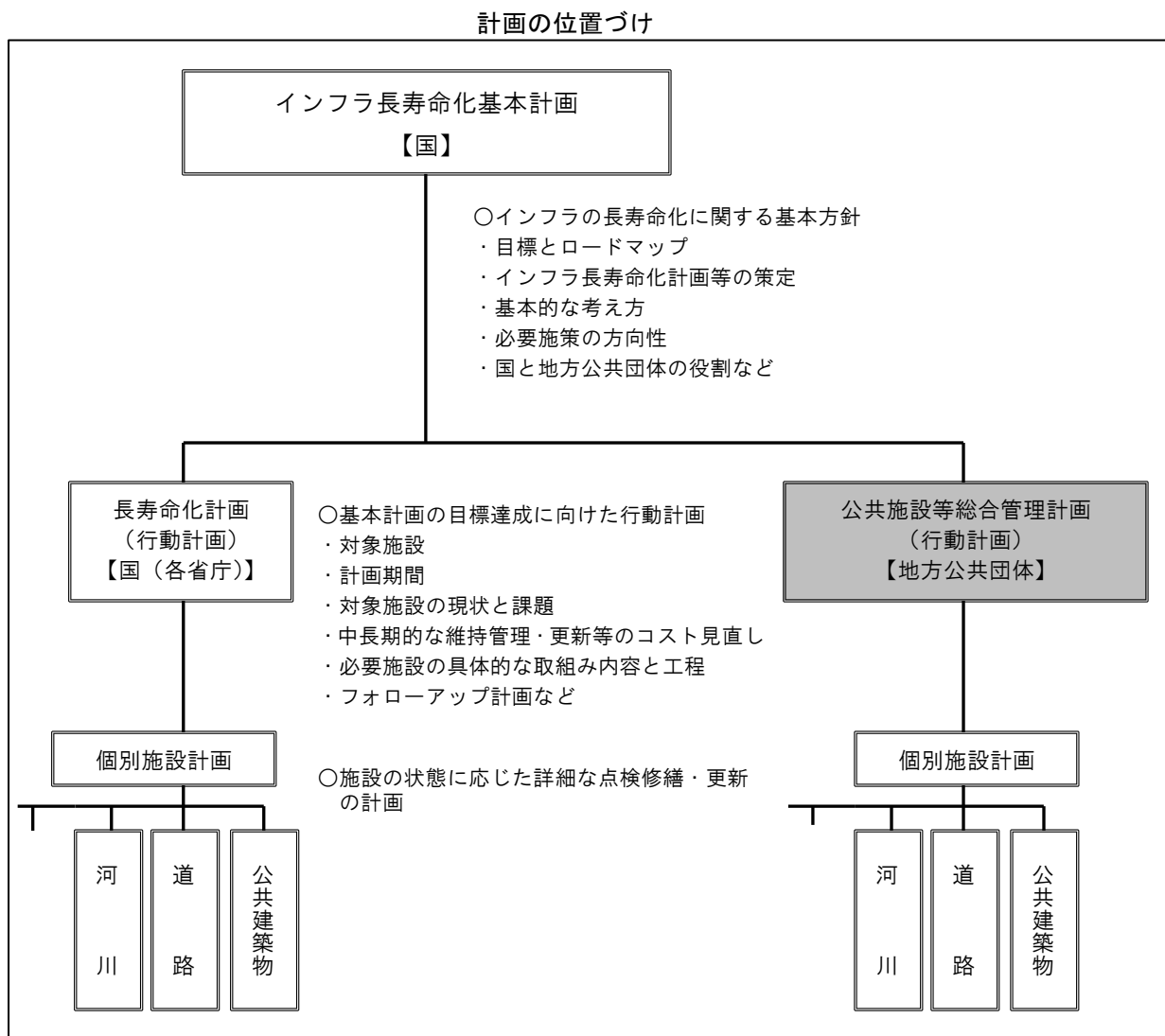
2. 位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、公共施設等のストックを総合的に管理するための方針を示すものであり、各公共施設等の「個別施設計画」を策定するための指針として位置づけられます。

また、本計画は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総務省：平成 26 年 4 月）に基づき、策定することとしています。

公共施設等総合管理計画策定後は、本計画に基づき、統廃合による具体的な再配置等を検討していくこととなります。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、本町における公共建築物の更新（築後 50 年を想定）が、平成 48 年度（2036 年度）頃から特に集中し始めることから、それらに向けての準備と対策を勘案して 40 年と定めます。また、今後の社会経済情勢の変化及び施策効果に対する評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画期間 : 平成 29 年度 ~ 平成 68 年度

第2節 対象施設

対象となる公共施設等は、役場庁舎や公民館、学校などの公共施設と道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラ施設で、次に示す保有資産を対象としています。

下記に示した施設の各種情報（保有状況・整備状況・運営状況・利用状況・コスト状況・改修更新費用等）及び財政状況の情報処理は、管理担当課により提供されたデータを元に試算することとします。

また、対象施設の更新費用等の試算においては、総務省監修の元で作成された「公共施設等更新費用試算ソフト」を用いることとし、更新費用などの単価等については、試算ソフトの標準設定を用いることとします。

対象施設

公共施設	文化・コミュニティ施設	文化・学習施設、集会施設、交流施設、スポーツ施設
	福祉・教育施設	福祉施設、子育て支援施設、学校施設
	住宅施設	公営住宅、その他住宅
	行政施設	庁舎等
	消防・公園等施設	消防施設、公園・トイレ等
	特別会計施設	上水施設、排水施設
インフラ施設	道路（町道）	一般道路（一級、二級、その他）、自転車歩行者道
	橋りょう	P C 橋、R C 橋、鋼橋、石橋、その他
	上水道	導水管、送水管、配水管
	下水道（農・林業集落排水）	コンクリート管、陶管、塩ビ管、更生管、その他

※工作物や車両等の備品に類する保有資産は、この計画の対象とはなりません。

※文化・コミュニティ施設は不特定の者が利用する施設。

※特別会計施設は、インフラ施設の中で維持管理費用の試算を行う事とします。

第 2 章

古殿町の現状と動向

第1節 人口動向

1. 人口の推移
2. 将来人口の見通し

第2節 財政状況

1. 歳入・歳出の推移
 2. 財政の見通し
-

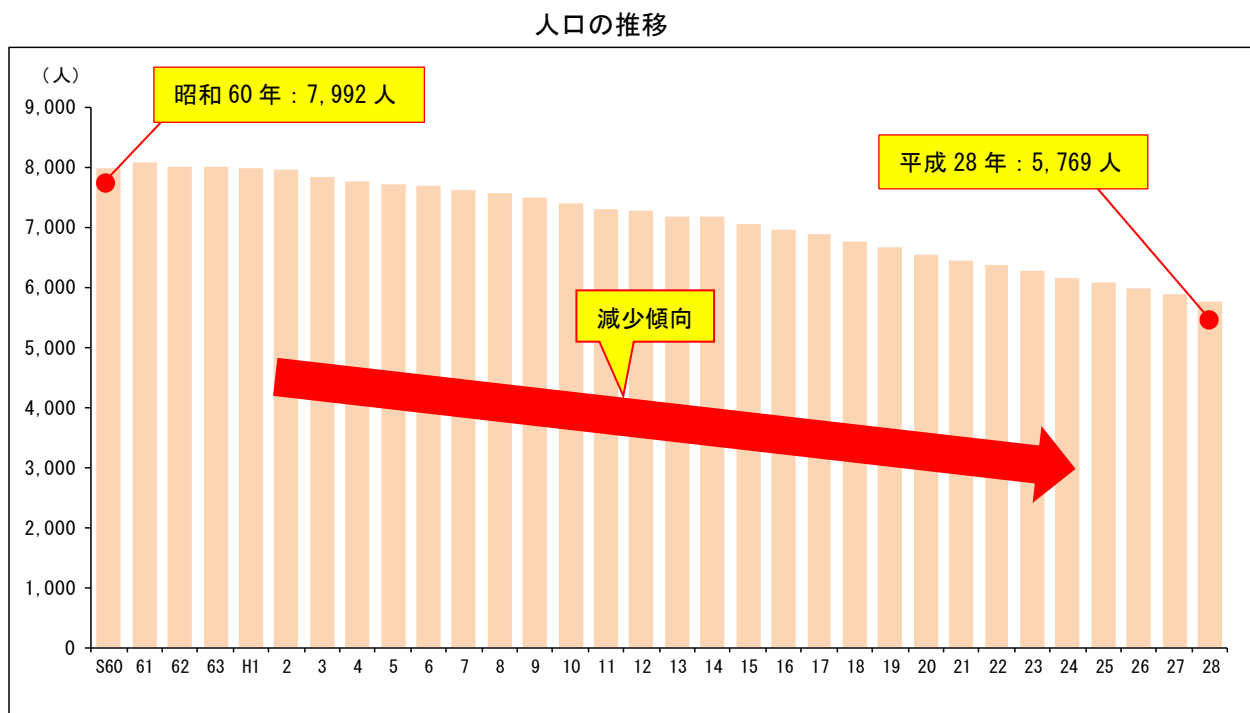
第2章 古殿町の現状と動向

第1節 人口動向

1. 人口の推移

(1) 総人口

町の現住人口調査によれば人口は平成 28 年が 5,769 人であり、昭和 60 年の 7,992 人に比べると 2,223 人（-27.8%）減少しており、年々減少が続いています。



（人）

S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7
7,992	8,086	8,005	8,017	7,992	7,954	7,846	7,774	7,725	7,684	7,628
H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
7,583	7,492	7,413	7,309	7,275	7,175	7,173	7,054	6,961	6,879	6,774
H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
6,672	6,541	6,451	6,366	6,276	6,167	6,088	5,990	5,895	5,769	

（現住人口調査、各年 1 月現在）

(2)年齢別人口

年少人口は、年々減少しており、国勢調査によれば昭和 60 年の 1,744 人から平成 27 年の 629 人になっています。

また、生産年齢人口についても、年々減少しており、昭和 60 年の 4,978 人から平成 27 年の 2,948 人に減少しています。

老年人口は、昭和 60 年の 1,138 人から平成 17 年までは増加していましたが、平成 22 年より減少に転じ平成 27 年では 1,796 人になっています。

福島県全体と比較すると、老年人口の割合が高く、年少人口及び生産年齢人口の割合が低くなっています。

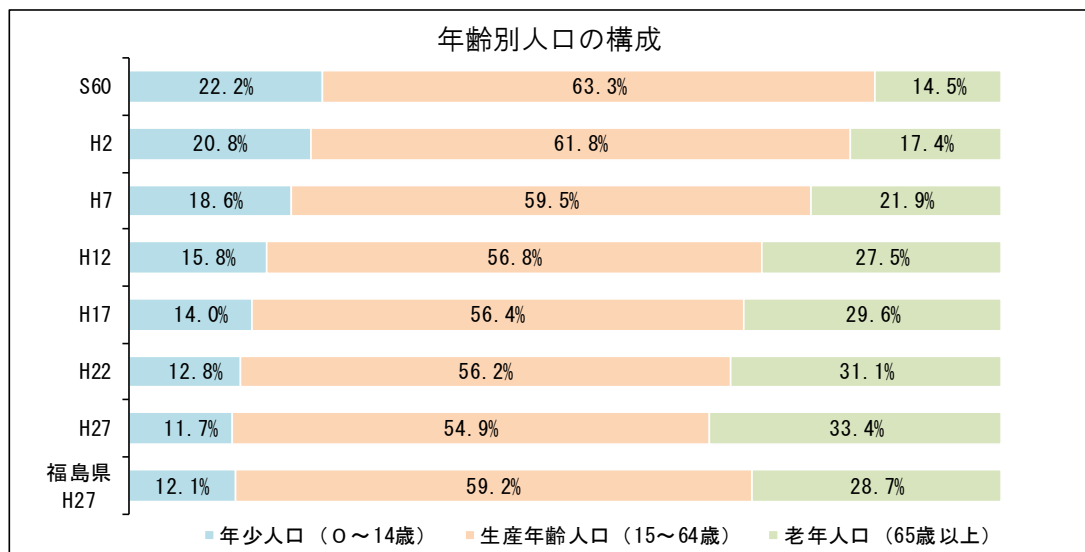
年齢別人口の推移

(人)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	福島県 H27
年少人口（0～14 歳）	1,744	1,587	1,370	1,074	913	769	629	228,887
生産年齢人口（15～64 歳）	4,978	4,706	4,370	3,872	3,669	3,386	2,948	1,120,189
老年人口（65 歳以上）	1,138	1,324	1,608	1,872	1,929	1,875	1,796	542,384
合 計	7,860	7,617	7,348	6,818	6,511	6,030	5,373	1,891,460

※年齢不詳は除く

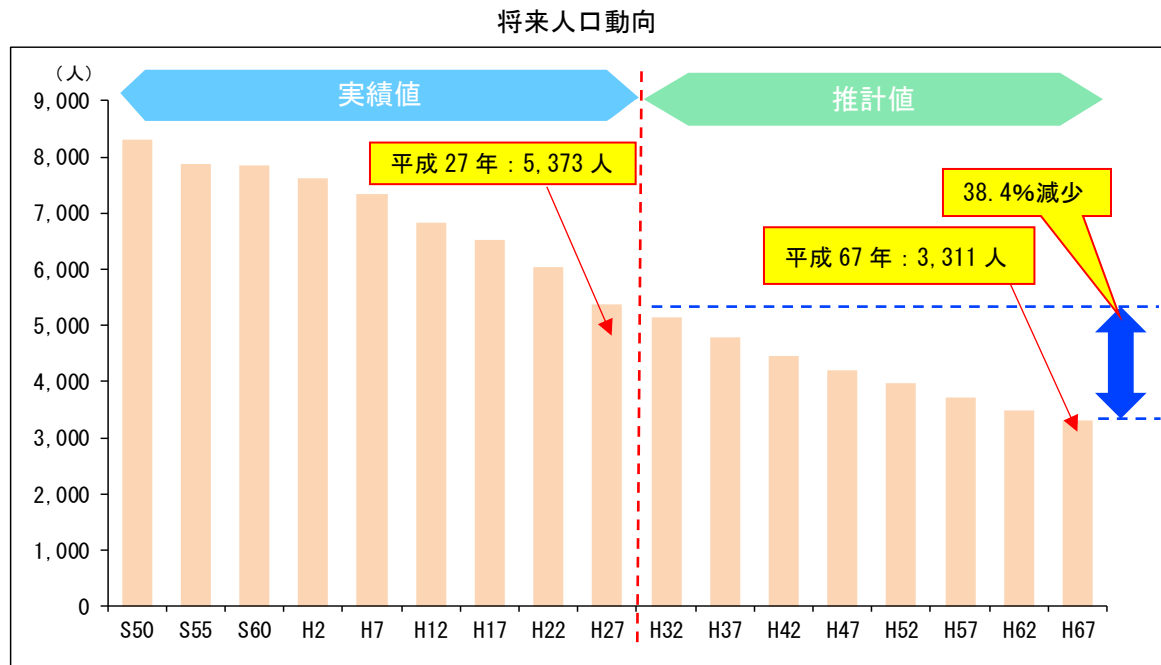
(国勢調査)



2. 将来人口の見通し

(1) 総人口

「古殿町人口ビジョン」によると、平成 67 年における古殿町の人口は 3,311 人であり、国勢調査である平成 27 年の 5,373 人と比較すると、40 年間で 2,062 人減少し、平成 27 年の 61.6% (38.4%減) になると予想されています。



	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総人口 (人)	8,315	7,879	7,860	7,617	7,348	6,818	6,511	6,030	5,373
	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62	H67	
総人口 (人)	5,156	4,774	4,457	4,199	3,972	3,726	3,498	3,311	

(S50～H27 は国勢調査、H32 以降は「古殿町人口ビジョン」の推計値)

(2)年齢別人口

年少人口は、平成 27 年の 629 人から平成 67 年 486 人に減少すると予想されています。

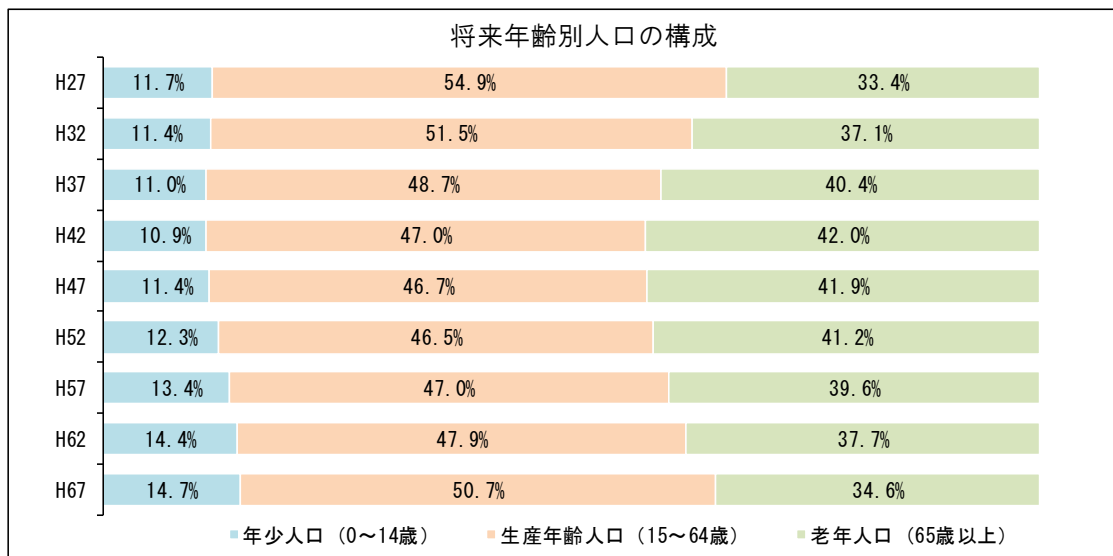
生産年齢人口は、平成 27 年の 2,948 人から平成 67 年に 1,680 人に減少すると予想されています。

老年人口は、平成 27 年の 1,796 人から平成 67 年の 1,145 人に減少すると予想されています。

将来年齢別人口動向

	H27	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62	H67
年少人口（人）	629	590	523	488	478	490	500	502	486
生産年齢人口（人）	2,948	2,654	2,324	2,096	1,961	1,847	1,751	1,677	1,680
老年人口（人）	1,796	1,912	1,927	1,873	1,760	1,635	1,475	1,319	1,145
合 計	5,373	5,156	4,774	4,457	4,199	3,972	3,726	3,498	3,311

（H27 は国勢調査、H32 以降は「古殿町人口ビジョン」の推計値）



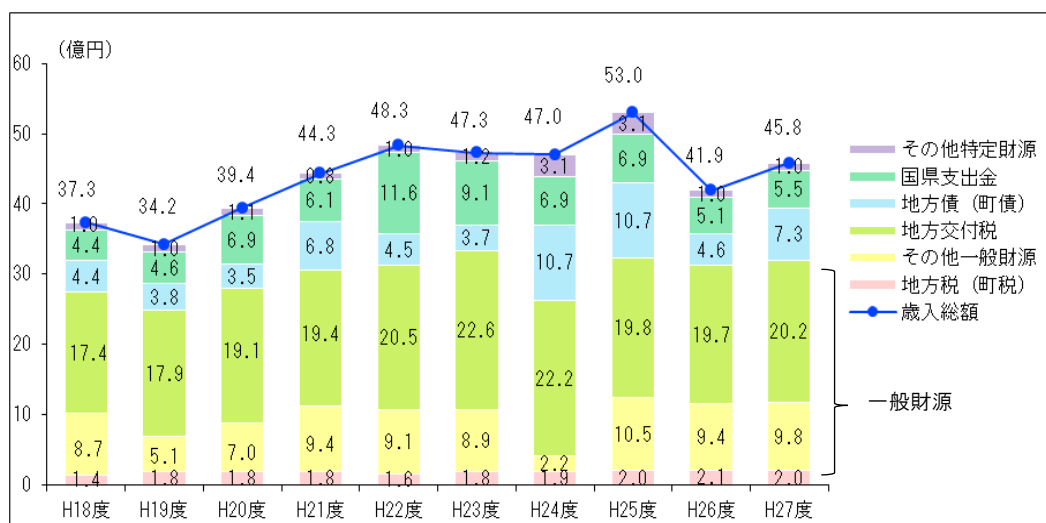
第2節 財政状況

1. 歳入・歳出の推移

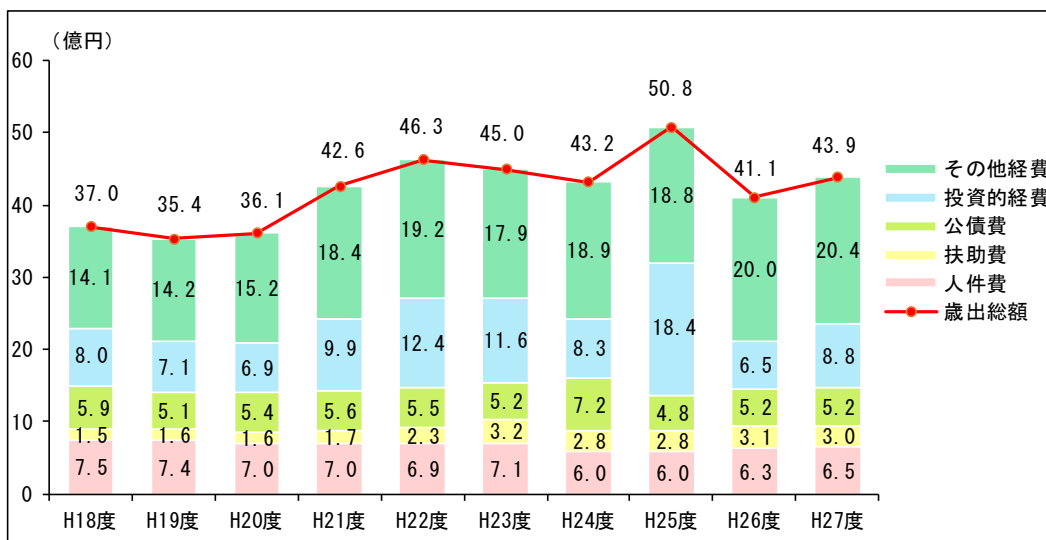
歳入は平成 27 年度 45.8 億円で、過去 10 年間では 34.2～53.0 億円の間で推移しており、地方税（町税）は、1.4～2.1 億円の間で推移しています。

歳出は平成 27 年度 43.9 億円で、過去 10 年間では 35.4～50.8 億円の間で推移しており、消費的経費※¹は、人件費が減少傾向、扶助費※³が増加傾向にあり、投資的経費※²は、小学校の統合やこども園の建設により年度によって増減はありますが、全体として増加傾向にあります。

歳入の推移



歳出の推移



※ 単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

※¹ 消費的経費：人件費、物件費、扶助費など支出効果が単年度又は短期間に終わる経費。

※² 投資的経費：公共施設、道路の建設や用地購入など社会資本の形成に資する経費。

※³ 扶助費：社会保障制度の一環として生活困窮者、高齢者、児童、障がい者などに対して行う支援に要する経費。

2. 財政の見通し

投資的経費は、扶助費とともに増加傾向にある一方、歳入総額に占める税金などの一般財源^{※1}の割合は、ほぼ横ばいで、人口推移を踏まえた財政状況は、以下の理由から、一般財源総額の大幅な増額は期待できない状況にあり、本町の財政状況は、今後、より厳しいものになっていくことが予想されます。

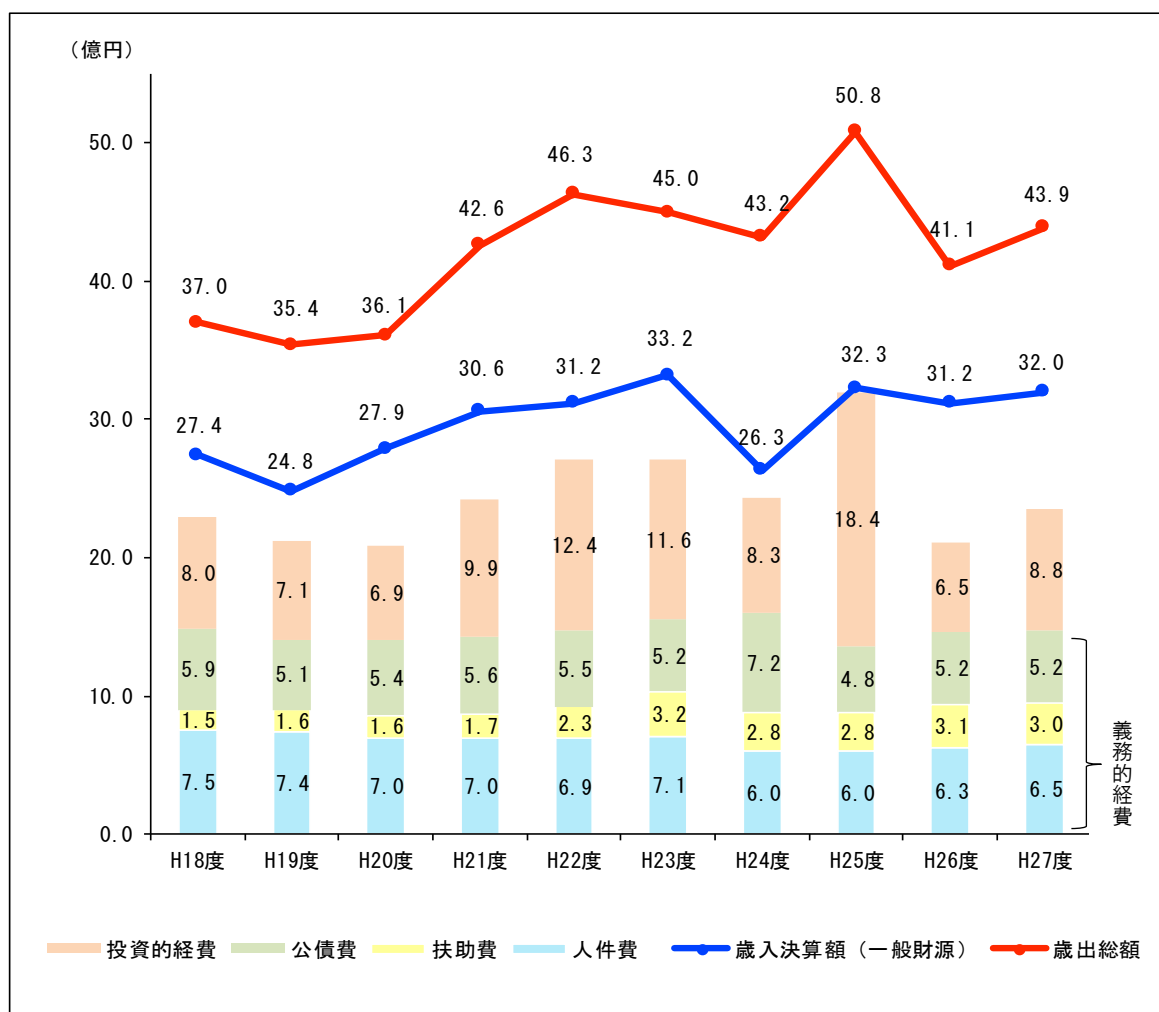
(1) 歳入

- ・生産年齢人口の減少に伴う個人町民税の減少が予想されます。
- ・法人町民税については企業業績の影響を大きく受けるため、大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税金増は期待できません。

(2) 歳出

- ・義務的経費^{※2}のうち人件費については、職員の定員管理の徹底により減少傾向にあるものの、今後も少子高齢化に伴い扶助費等が増加していくものと考えられます。
- ・投資的経費は、年度によって変動があるものの、増加傾向にあり、今後、施設の老朽化に伴い増大していくことが予想されます。

歳入・歳出の推移



※1 一般財源：地方税（町民税）、地方交付税など使途が特定されていない財源。

特定財源：地方債（町債）、国庫支出金など使途が特定されている財源。

※2 義務的経費：任意に削減できない硬直性の強い経費（人件費、扶助費、公債費）。

第 3 章

公共施設等の概況

第1節 公共施設の概況

1. 保有状況
2. 整備状況
3. 運営状況
4. 主な施設の利用状況
5. 収入及びコストの状況
6. 改修・更新費用

第2節 インフラ施設の概況

1. 整備状況
2. 改修・更新費用

第3節 公共施設等管理の課題

第3章 公共施設等の概況

第1章第2部で分類した公共施設とインフラ施設の概況については次のとおり。

第1節 公共施設の概況

1. 保有状況

公共施設（建築物・インフラ施設建屋）は、64施設（特別会計施設を除く）、総延床面積 40,158 ㎡であり、平成 27 年国勢調査人口の 5,373 人に対して、町民一人当たりでは 7.5 ㎡となっています。

公共施設概況

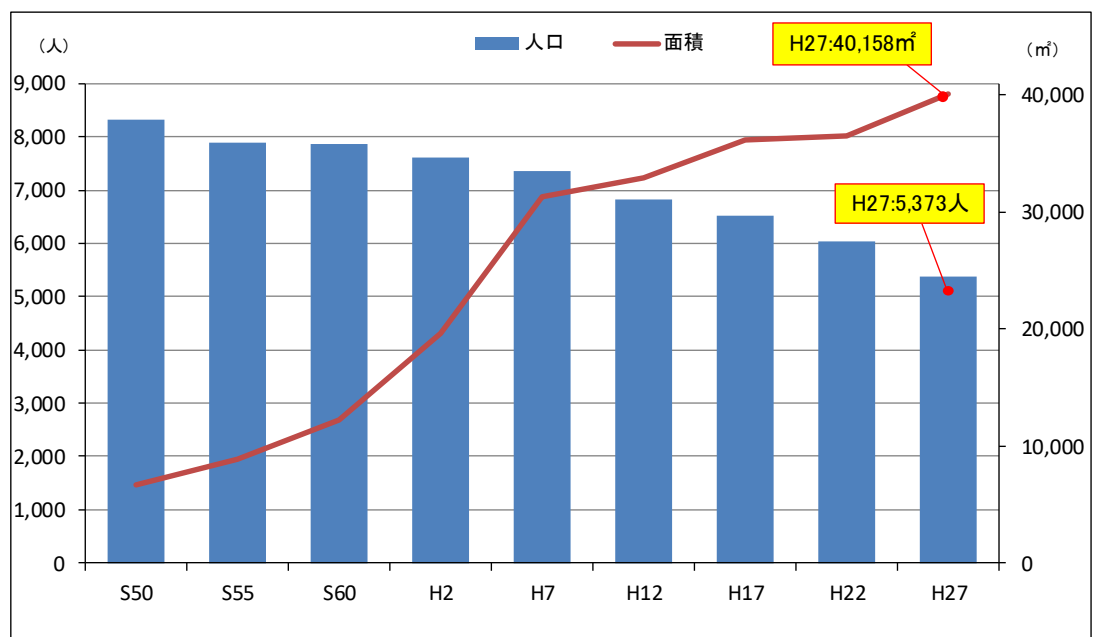
	施設	施設名	延床面積 (㎡)	竣工 年度	施設内容
文化・コミュニティ施設	文化・学習施設	古殿町公民館	1,212.68	S58	ロビー、大会議室、研修室、会議室(1)、会議室(2)、会議室(3)、調理室、視聴覚室、図書館
		古殿町郷土文化保存伝習施設	709.06	H1	ホール、第1展示室、第2展示室、収蔵庫、工作室
		馬場平地区伝統文化伝承施設	66.22	H15	地区集会所
	集会施設	大久田ふれあいセンター	452.22	H11	
		大久田多目的集会センター	198.74	S55	
		下松川構造改善センター	216.13	S63	
		鎌田地域農業推進拠点施設	200.00	H8	
		高房転作促進技術研修センター	80.33	S58	
		論田ふれあいセンター	255.60	H18	
		田口集落センター	185.19	S60	
		竹貫集落センター	249.42	S60	センター、物置
		薄木集会センター	76.19	H6	
		上松川集会センター	141.32	H6	
		仙石多目的集会センター	140.14	S55	集会所、物置
		下山上多目的集会センター	198.74	S55	
		農業集落多目的集会施設	286.72	H3	和室、広間、集会室、調理室
		滝ノ平集会所	110.13	H24	
		上山上婦人・若者等活動促進施設	214.47	H11	
	交流施設	古殿町女性・若者等活動促進施設	1,591.10	H16	
		高房青少年自然の家	429.00	S24	旧校舎を宿泊施設に活用
		古殿町生産物直売所	456.34	H13	直売所、食堂
	スポーツ施設	古殿町民第2体育館	359.00	S45	
		古殿町勤労者体育センター	1,027.60	S60	
		古殿町民水泳プール	1,231.01	H5	
		古殿町屋内ゲートボール場	609.71	H2	
		古殿町民運動場管理棟	98.10	S56	グラウンド、駐車場、その他
福祉・教育施設	福祉施設	古殿町健康管理センター	789.52	H4	検診室、多目的ホール、運動指導室、車庫
		古殿町老人デイサービスセンター	903.92	H6	
		古殿町介護予防拠点施設	126.78	H12	
		医療施設（ふるどのクリニック）	494.48	H15	内科、小児科、リハビリ科、他
	子育て支援施設	古殿町立ふるどのこども園	2,573.42	H26	
	学校施設	古殿町立古殿小学校	3,619.49	H5・H23	
		古殿町立古殿中学校	6,663.50	S50	

	施 設	施設名	延床面積 (㎡)	竣工 年度	施設内容
住宅施設	公営住宅	町営住宅 池ノ内団地	1, 611. 38	H2	
		町営住宅 横小路団地	237. 60	S60	
		町営住宅 西渡団地	292. 95	S60	
		町営住宅 横川団地	330. 75	S61	
		町営住宅 チロリン横川団地	748. 20	H6	
		特定公共賃貸住宅 新桑原団地	516. 72	H8	借地含む
		特定公共賃貸住宅 若神子団地	315. 68	H15	
	その他住宅	旧教員住宅（大久田）	49. 67	H4	
		旧教員住宅（田口）	66. 04	H2	
行政施設	庁舎等	古殿町役場	3, 746. 10	H3	
		古殿町商工会館	172. 64	S44	
		古殿町畜産振興センター	291. 22	H4	
		旧古殿保育所	1, 021. 20	H4	
		旧鎌田小学校資料館	77. 43	H13	
		旧論田小学校	2, 759. 77	S61	校舎、体育館、プール、用具小屋 電気室、受水槽、
		旧大原小学校体育館	741. 13	S54	
		クラフトハウス（旧大原保育所）	538. 79	H1	
消防・公園等施設	消防施設	消防団第 1 分団 1 部屯所	68. 00	S62	
		消防団第 1 分団 3 部屯所	66. 00	H7	
		消防団第 2 分団 1 部屯所	66. 00	H7	
		消防団第 2 分団 2 部屯所	66. 00	H6	
		消防団第 2 分団 3 部屯所	66. 00	H14	
		消防団第 3 分団 3 部屯所	66. 00	H15	
		消防団第 3 分団 3 部屯所（前木）	33. 00	S55	
	公園・トイレ等	三株高原 公衆トイレ	5. 15	H9	
		町民憩いの森公園 公衆トイレ	22. 27	H18	
		大久田区民広場	25. 00	H4	
		大風川渓谷遊歩道 公衆トイレ	4. 86	H3	
		鎌倉岳遊歩道 公衆トイレ	5. 00	H3	
		芝山公園 公衆トイレ等	35. 05	S63	トイレ、炊事場
		流鏑馬広場	146. 02	H3	
特別会計施設	上水施設	簡易水道施設（大作）	-	-	
		古殿町簡易水道浄水場	-	-	
		簡易水道施設（西渡）	-	-	
	排水施設	古殿地区農業集落排水処理施設	-	-	
		田口地区農業集落排水処理施設	-	-	
		処理施設（大字松川字新桑原）	-	-	

2. 整備状況

(1) 施設総量と人口の推移

人口が減少する一方、公共施設の累積延床面積は増加を続けており、平成27年度には40,158㎡となり、一人当たり7.5㎡となっています。

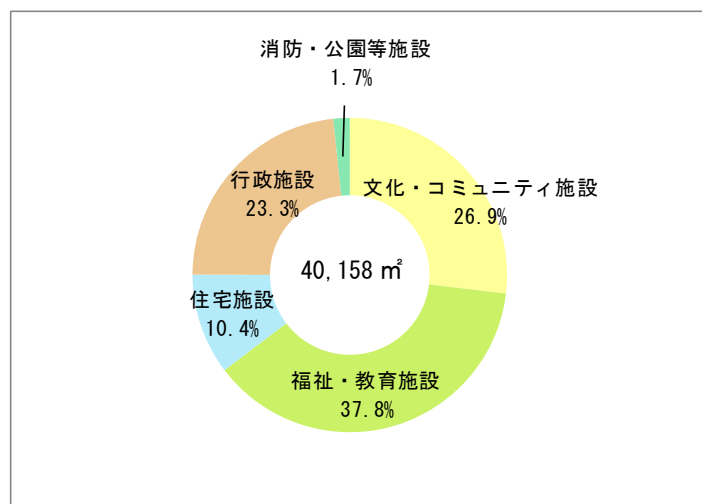


(人口は国勢調査)

(2) 施設別整備状況

施設別の整備状況をみると、福祉・教育施設が37.8%で最も多く、次いで文化・コミュニティ施設26.9%、行政施設23.3%、住宅施設10.4%の順となっています。

施設別延床面積割合

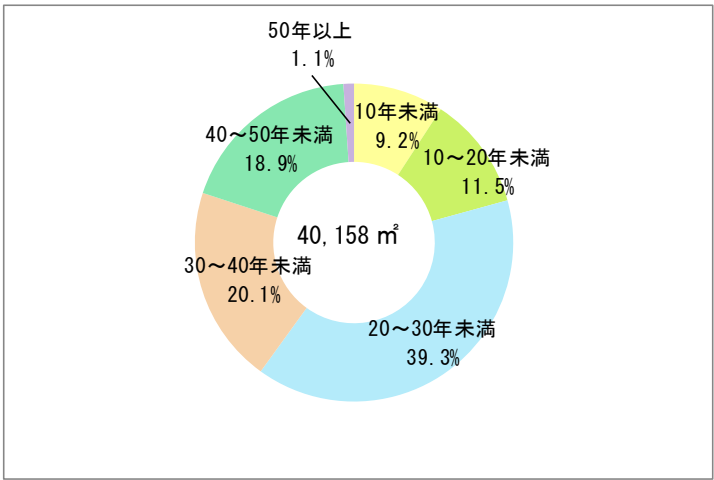


施設	延床面積 (㎡)
文化・コミュニティ施設	10,795
福祉・教育施設	15,171
住宅施設	4,169
行政施設	9,348
消防・公園等施設	674
合 計	40,158

(3)経過年数別整備状況

経過年数別の整備状況をみると、20～30 年未満が 39.3%で最も高く、次いで、30～40 年未満 20.1%、40～50 年未満 18.9%の順となっています。

経過年数別延床面積

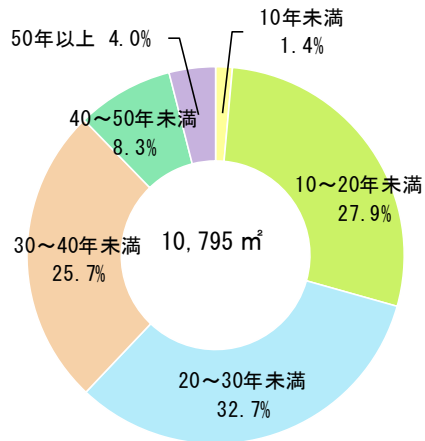


(m²)

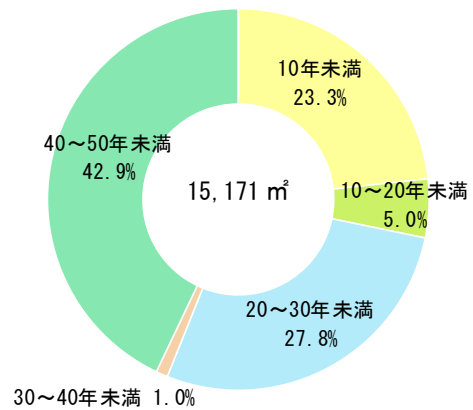
10 年未満	10～20 年未満	20～30 年未満	30～40 年未満	40～50 年未満	50 年以上
3,685	4,636	15,762	8,064	7,582	429

施設別経過年数別延床面積

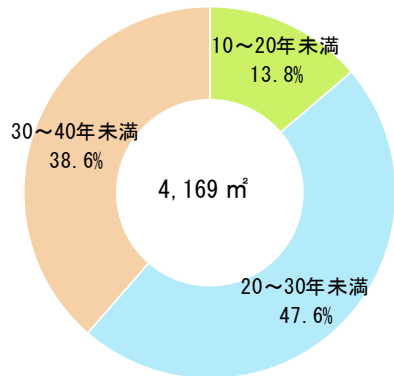
文化・コミュニティ施設



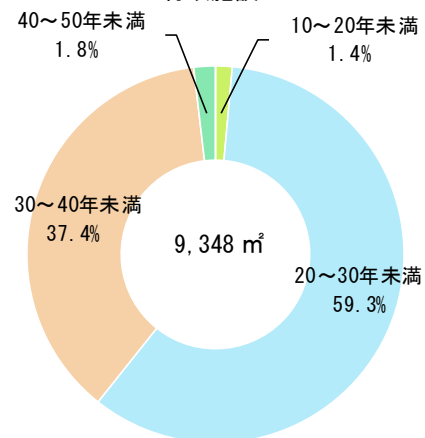
福祉・教育施設



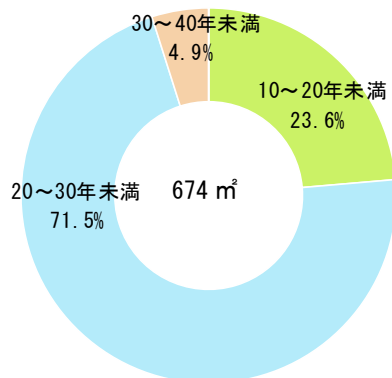
住宅施設



行政施設



消防・公園等施設



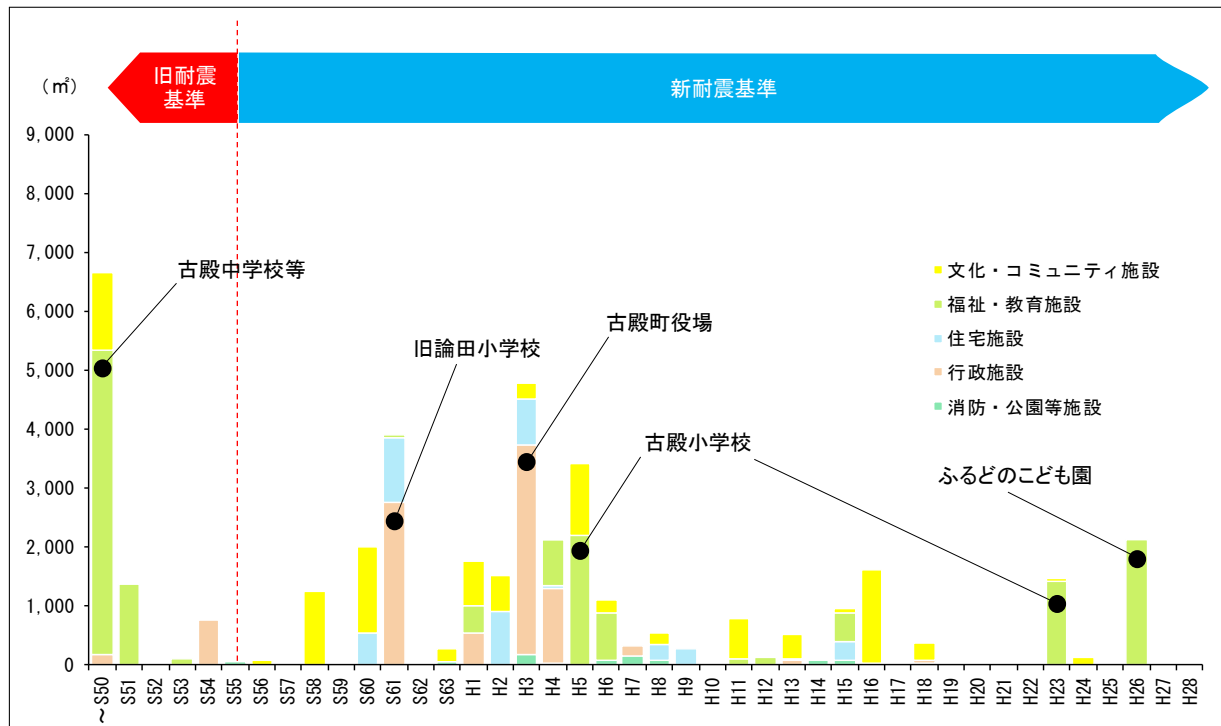
	延床面積 (m²)					
	10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40～50年未満	50年以上
文化・コミュニティ施設	155	3,015	3,530	2,770	897	429
福祉・教育施設	3,530	753	4,224	151	6,513	0
住宅施設	0	574	1,985	1,610	0	0
行政施設	0	134	5,541	3,501	173	0
消防・公園等施設	0	159	482	33	0	0
合 計	3,685	4,636	15,762	8,064	7,582	429

※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

(4)年度別整備状況

年度別の整備状況をみると、昭和50年以前が最も多く、次いで平成3年、昭和61年、平成5年の順となっています。

年度別延床面積



(㎡)

	～S50	～S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60
文化・コミュニティ施設	1,326					74		1,233		1,462	
福祉・教育施設	6,513		87								64
住宅施設										531	1,079
行政施設	173			741							2,760
消防・公園等施設					33						
合 計	8,011	0	87	741	33	74	0	1,233	0	1,993	3,903
	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
文化・コミュニティ施設		216	769	602	287	7	1,231	218		200	
福祉・教育施設			450			790	2,182	802			
住宅施設				901	776	50				258	258
行政施設			539		3,565	1,256			181		
消防・公園等施設		35			156	25		66	134	66	5
合 計	0	251	1,758	1,504	4,783	2,128	3,413	1,086	315	524	264
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
文化・コミュニティ施設		667		422		66	1,585		276		
福祉・教育施設		102	121	6		494	30				
住宅施設						316					
行政施設				77					56		
消防・公園等施設					66	66			22		
合 計	0	769	121	505	66	942	1,615	0	354	0	0
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		
文化・コミュニティ施設			45	110							
福祉・教育施設			1,407			2,123					
住宅施設											
行政施設											
消防・公園等施設											
合 計	0	0	1,452	110	0	2,123	0	0	0		

(5)耐震化状況

耐震・設計基準が改正された昭和 56 年より前に整備した施設は、文化・コミュニティ施設の 12.3%、福祉・教育施設の 43.5%、行政施設の 9.8%、消防・公園等施設の 4.9%となっています。

また、これらの施設のうち、福祉・教育施設の 97.8%、行政施設、消防・公園等施設の 100.0%について、耐震診断を実施しています（診断不要を含む）。

なお、耐震診断を実施した施設についてはすべて耐震改修を実施しています。

耐震化状況

施 設	延床面積（㎡）			旧基準のうち耐震診断（㎡）			旧基準のうち耐震改修（㎡）		
		旧基準	割合(%)	実施済	未実施	不要	実施済	未実施	不要
文化・コミュニティ施設	10,795	1,326	12.3	0	1,326	0	0	1,326	0
福祉・教育施設	15,171	6,600	43.5	6,453	147	0	6,453	147	0
住宅施設	4,169	0	0	0	0	0	0	0	0
行政施設	9,348	914	9.8	0	0	914	0	0	914
消防・公園等施設	674	33	4.9	0	0	33	0	0	33
合 計	40,158	8,872	22.1	6,453	1,473	947	6,453	1,473	947

※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

3. 運営状況

町が直営している施設は 45 施設で、委託している施設は 2 施設、指定管理が 16 施設、テナントが 1 施設です。

管理運営委託状況

施設名	運営方法	委託開始	委託先
古殿町民水泳プール	委託	H5	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
古殿町老人デイサービスセンター	委託	H7	(社)古殿町社会福祉協議会
馬場平地区伝統文化伝承施設	指定管理	H18	上山上区
大久田ふれあいセンター	指定管理	H18	大久田区
大久田多目的集会センター	指定管理	H18	大久田区
下松川構造改善センター	指定管理	H18	下松川区
鎌田地域農業推進拠点施設	指定管理	H18	鎌田区
高房転作促進技術研修センター	指定管理	H18	大久田区
論田ふれあいセンター	指定管理	H18	論田区
田口集落センター	指定管理	H18	田口区
竹貫集落センター	指定管理	H18	竹貫区
薄木集会センター	指定管理	H18	下松川区
上松川集会センター	指定管理	H18	上松川区
仙石多目的集会センター	指定管理	H18	仙石区
下山上多目的集会センター	指定管理	H18	下山上区
滝ノ平集会所	指定管理	H18	下松川区
上山上婦人・若者等活動促進施設	指定管理	H18	上山上区
古殿町生産物直売所	指定管理	H18	(株)おふくろの駅
医療施設(ふるどのクリニック)	賃貸	H15	医療法人 敦会

4. 主な施設の利用状況

主な施設の利用状況は次のとおりです。

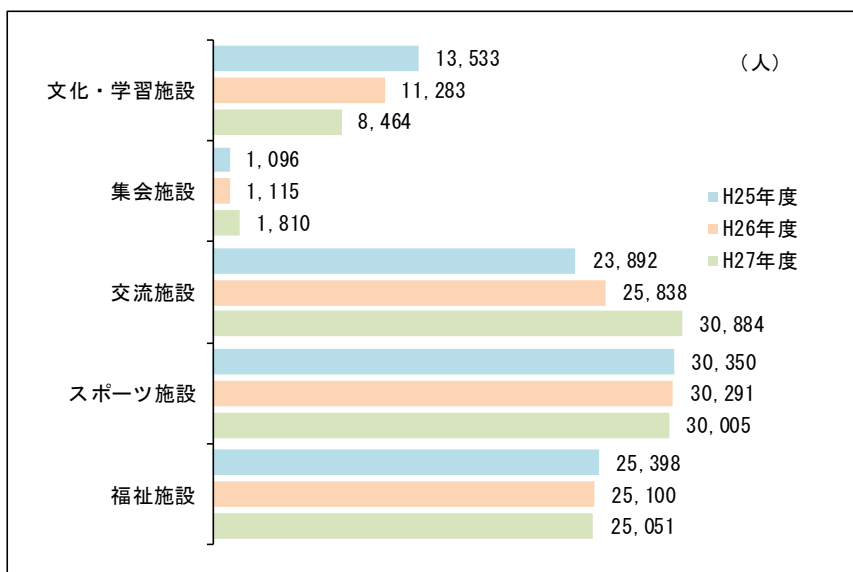
(1)文化・コミュニティ施設等の利用者数

文化・コミュニティ施設（文化・学習施設、集会施設、交流施設、スポーツ施設）の利用者数は、年間約 69,520 人（平成 25～27 年度平均）となっています。

施設別にみると、平成 27 年度で多い順に交流施設が年間 30,884 人、スポーツ施設が年間 30,005 人、文化・学習施設が年間 8,464 人、集会施設が年間 1,810 人となっています。

福祉・教育施設のうち福祉施設の利用者数は、年間約 25,183 人（平成 25～27 年度平均）となっており、平成 27 年度では年間 25,051 人となっています。

文化・コミュニティ施設、福祉施設の利用者数推移



(2)文化・コミュニティ施設等の利用状況

利用状況については、平成 27 年度の利用者数、利用件数を見ると下表のとおり、スポーツ施設や交流施設のうち古殿町女性・若者等活動促進施設などは比較的用户が多い状況にあります。

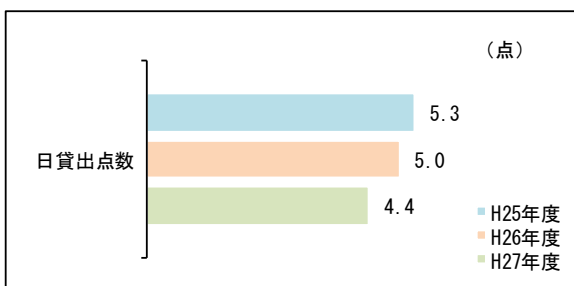
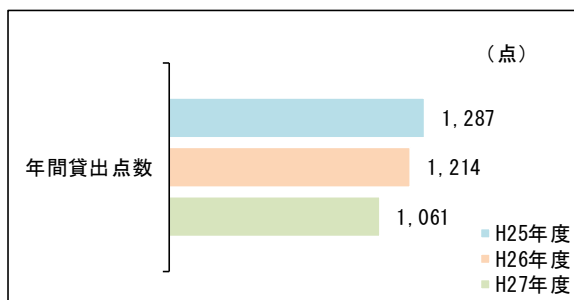
一方、高房青少年自然の家など利用者数が少ない施設もあり、施設によりばらつきが見られます。

主な文化・コミュニティ施設、福祉施設の利用率状況

	施設名	年間利用者数（人）	年間利用件数（件）
文化・学習施設	古殿町公民館	8,464	520
集会施設	農業集落多目的集会施設	1,810	53
交流施設	古殿町女性・若者等活動促進施設	30,855	960
	高房青少年自然の家	29	3
スポーツ施設	古殿町民第2体育館	884	20
	古殿町勤労者体育センター	12,088	629
	古殿町民水泳プール	13,763	13,763
	古殿町屋内ゲートボール場	3,270	256
福祉施設	古殿町老人デイサービスセンター	6,495	305
	古殿町介護予防拠点施設	556	91
	医療施設（ふるどのクリニック）	18,000	-

また、図書館（古殿町公民館）の年間貸出点数は、平成 27 年が 1,061 点で前年度に比べて減少しています。1 日あたりの貸出点数は、平成 27 年度で 4.4 点となっています。

年間・日貸出点数の推移

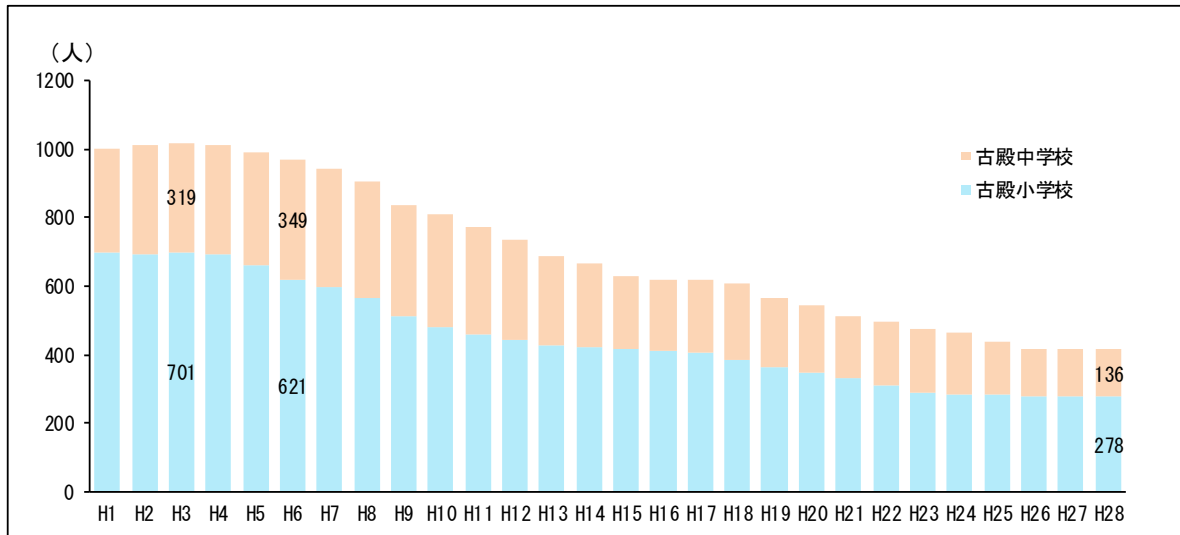


施設名	H25 年度			H26 年度			H27 年度		
	年間運営 日数(日)	年間貸出 点数(点)	日当り貸 出点数(点)	年間運営 日数(日)	年間貸出 点数(点)	日当り貸 出点数(点)	年間運営 日数(日)	年間貸出 点数(点)	日当り貸 出点数(点)
古殿町公民館	244	1,287	5.3	244	1,214	5.0	243	1,061	4.4

(3)小中学校の児童・生徒数

福祉・教育施設（学校施設）に係る小学校は、平成 28 年の児童数が 278 人で、平成 3 年の 701 人以降年々減少しています。中学校は、平成 28 年の生徒数が 136 人で、平成 6 年の 349 人以降年々減少しており、少子化傾向が続いています。

児童・生徒数の推移



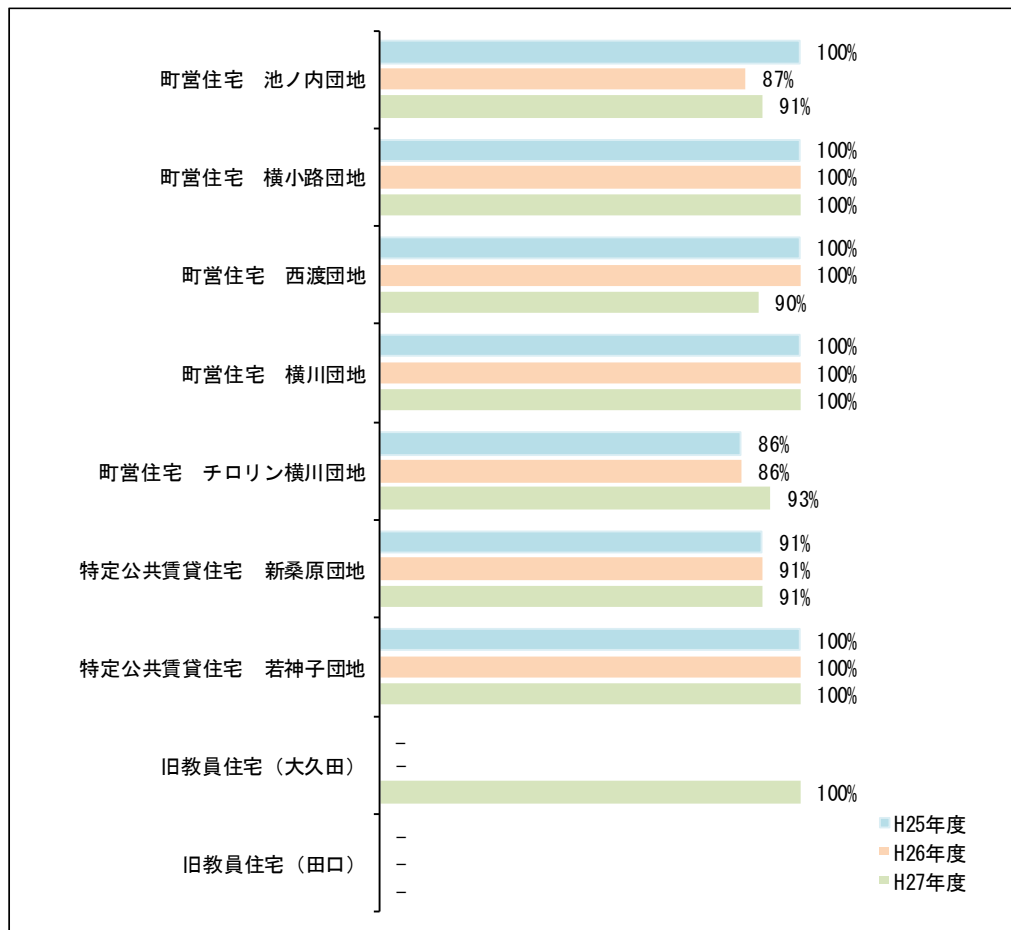
	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
古殿小学校 (人)	697	696	701	695	662	621	600	564	510	481
古殿中学校 (人)	307	317	319	317	327	349	346	340	328	330
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
古殿小学校 (人)	461	441	425	423	416	409	408	384	363	346
古殿中学校 (人)	313	294	265	242	214	210	210	222	204	201
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		
古殿小学校 (人)	330	308	289	286	282	277	277	278		
古殿中学校 (人)	183	190	188	176	156	142	140	136		

(文部科学省学校基本調査)

(4)住宅施設(公営住宅)の入居率

公営住宅の入居率は、旧教員住宅（大久田）、旧教員住宅（田口）を除いて平成 25 年度～平成 27 年度の 3 年間については 86%～100%で推移しています。

入居率の推移



※「－」は入居無し

施設名	管理戸数（戸）			入居戸数（戸）			空き戸数（戸）		
	H25 度	H26 度	H27 度	H25 度	H26 度	H27 度	H25 度	H26 度	H27 度
町営住宅 池ノ内団地	24	24	24	24	21	22	0	3	2
町営住宅 横小路団地	10	10	10	10	10	10	0	0	0
町営住宅 西渡団地	10	10	10	10	10	9	0	0	1
町営住宅 横川団地	5	5	5	5	5	5	0	0	0
町営住宅 チロリン横川団地	15	15	15	13	13	14	2	2	1
特定公共賃貸住宅 新桑原団地	12	12	12	11	11	11	1	1	1
特定公共賃貸住宅 若神子団地	8	8	8	8	8	8	0	0	0
旧教員住宅（大久田）	1	1	1	0	0	1	1	1	0
旧教員住宅（田口）	2	2	2	0	0	0	2	2	2

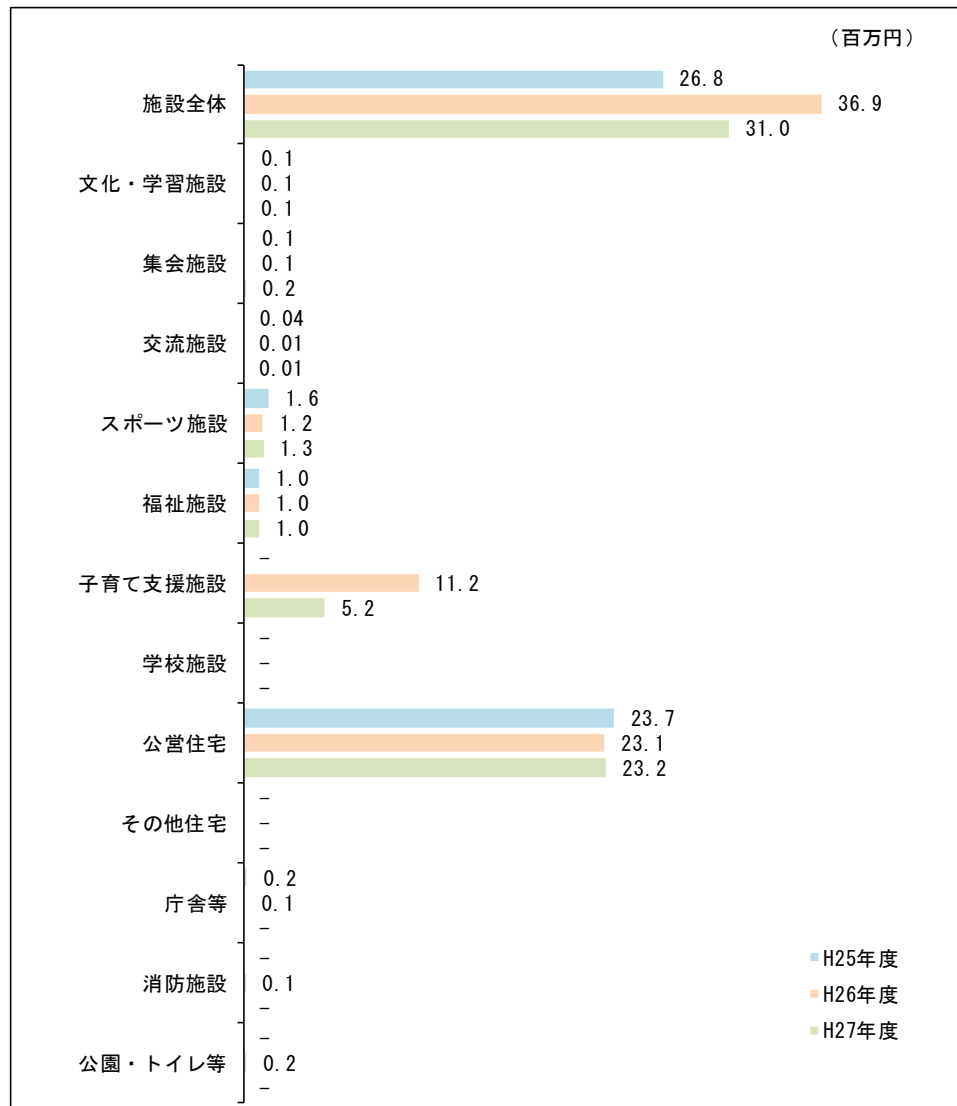
5. 収入及びコストの状況

(1)収入

施設全体（特別会計施設除く）の収入は、年間約 31.6 百万円（平成 25～27 年度平均）で、平成 25 年度から平成 26 年度に増加し平成 27 年度に減少しています。

施設別では平成 27 年度で公営住宅が 23.2 百万円、子育て支援施設が 5.2 百万円などとなっています。

収入の推移



※「-」はデータ無し（以下同様）

(2)維持管理費※1※2

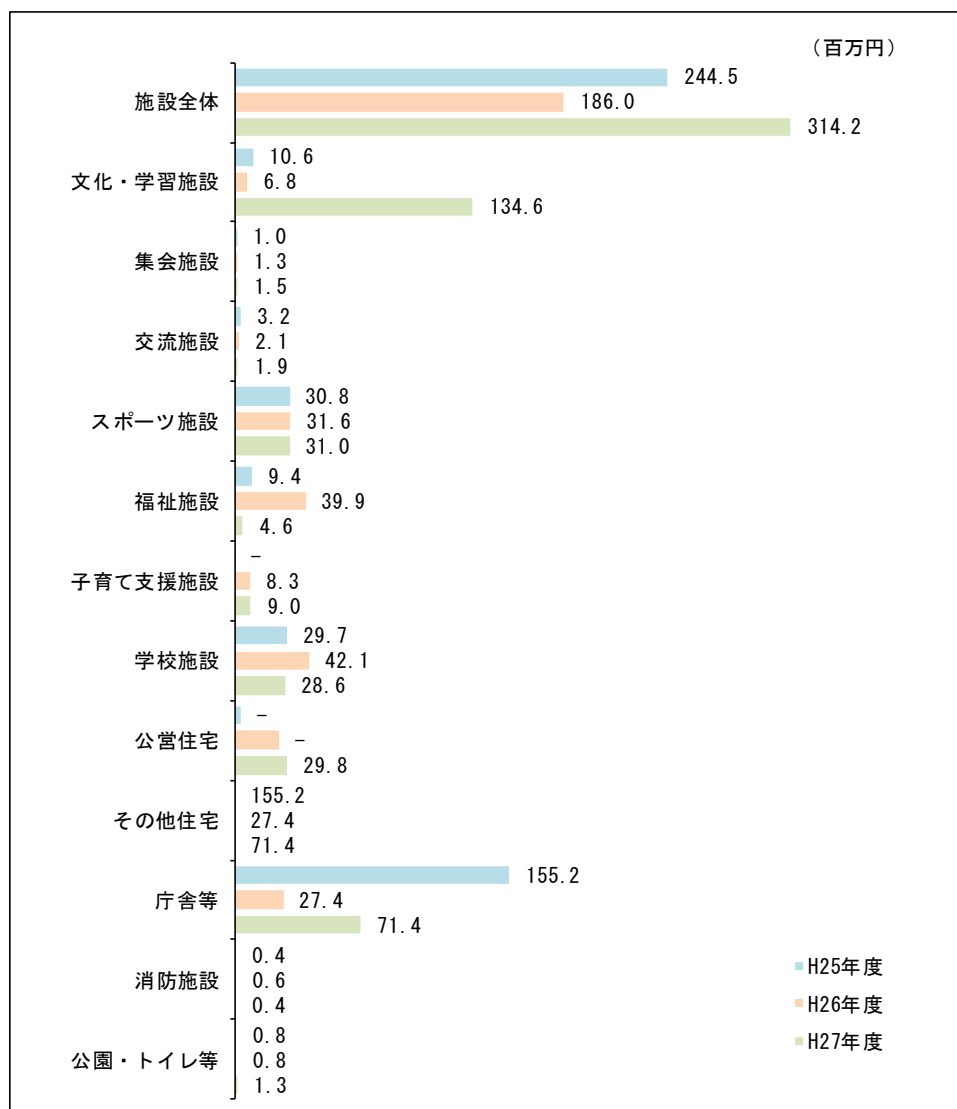
施設全体（特別会計施設除く）の維持管理費は、年間約 248.2 百万円（平成 25～27 年度平均）で、平成 25 年度から平成 26 年度に減少し平成 27 年度に増加しています。

施設別では平成 27 年度で文化・学習施設が年間 134.6 百万円、庁舎等が年間 71.4 百万円などとなっています。

※1 維持管理費：建物を維持するために係る費用で具体的には修繕費、委託費、工事請負費、燃料費、光熱費、使用料及び賃借料、公有財産・備品購入費、負担金等を含む。

※2 施設内で事業を行うための人件費、委託費、役務費等は含めない。

支出（維持管理費）の推移



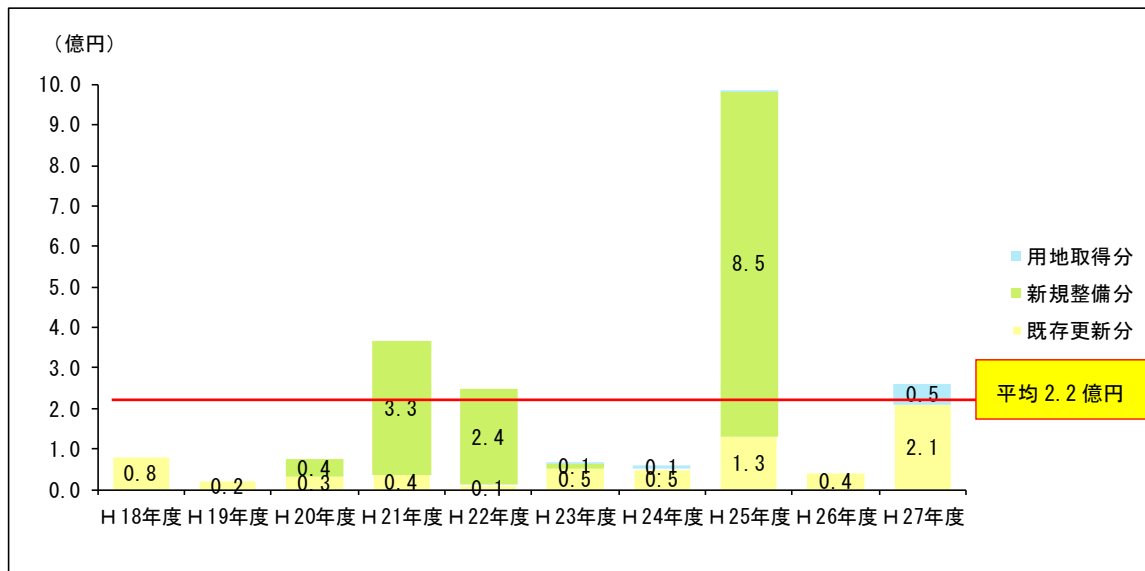
※子育て支援施設については、旧幼稚園及び旧保育所に係るものは含めていない。

6. 改修・更新費用

(1) 過去 10 年間の改修・更新費

公共施設の改修更新費（特別会計施設除く）は、年間 0.2～9.8 億円で推移しており、10 年間平均の改修更新費は 2.2 億円となっています。

投資的経費の推移



(2) 改修・更新費用の見通し

① 算出条件

算出は、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団〈ふるさと財団〉）によるものとし、算出条件は以下のとおりです。

算出条件

改修・更新年数等

大規模改修	実施年数	25 年	更新（建替）	実施年数	50 年
	改修期間	2 年		建替期間	3 年
	割り当てる年数	10 年		割り当てる年数	10 年

* 割り当てる年数： 試算時点で実施年数をすでに経過し、改修・更新すべき施設が実施されていない場合に、費用を分散し集中しないようにするための年数。

* 本町では木造の公共施設も数多く維持管理していることから、木造施設の保有バランスを考慮して、鉄筋コンクリート造では一般的な大規模改修年数 30 年及び建替実施年数 60 年の設定を、大規模改修年数 25 年及び建替実施年数 50 年に設定します。

改修・更新単価

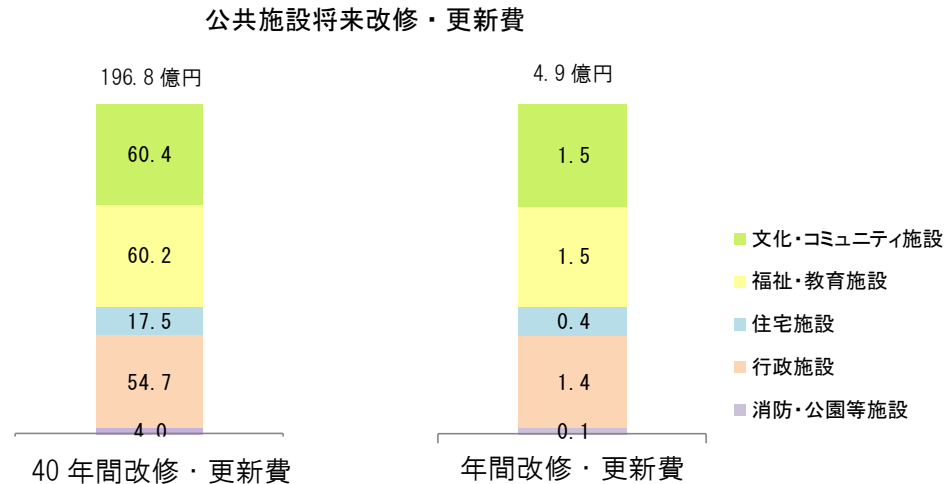
	大規模改修	更新		大規模改修	更新
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡	行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡	公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡	公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡	供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡	その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡	医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡			

* 更新単価には解体費含む

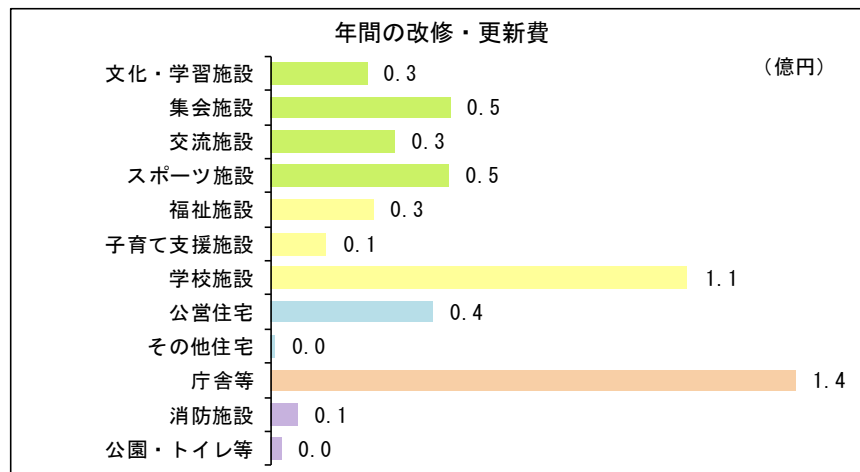
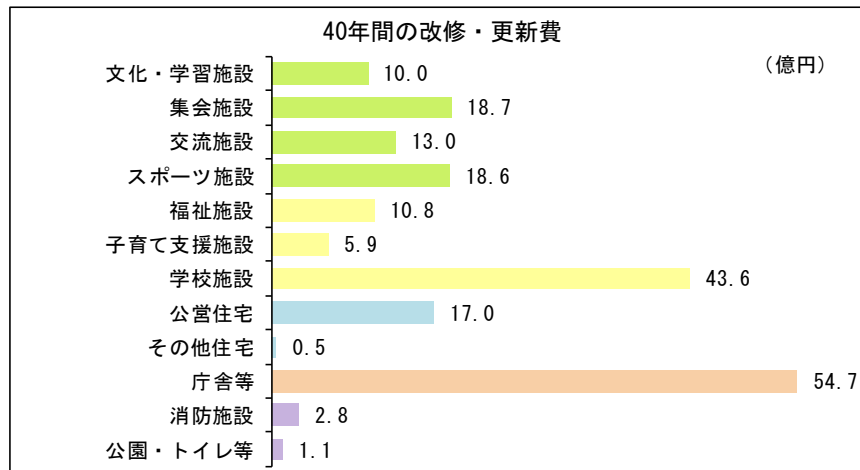
（公共施設等更新費用試算ソフト）

②改修・更新費

特別会計施設を除く 64 施設を、今後 40 年間維持管理・運営していくために必要な改修・更新費※は、今後 40 年間で 196.8 億円、年平均額 4.9 億円であり、最近 10 年間の投資的経費の年平均額約 2.2 億円と比較すると、約 2.23 倍程度となります。なお、現状のまま改修・更新を行うと予想し、年度別の改修・更新費を比較すると、平成 55 年度が最も多く、次いで平成 54 年度、平成 53 年度となると予想されます。



※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

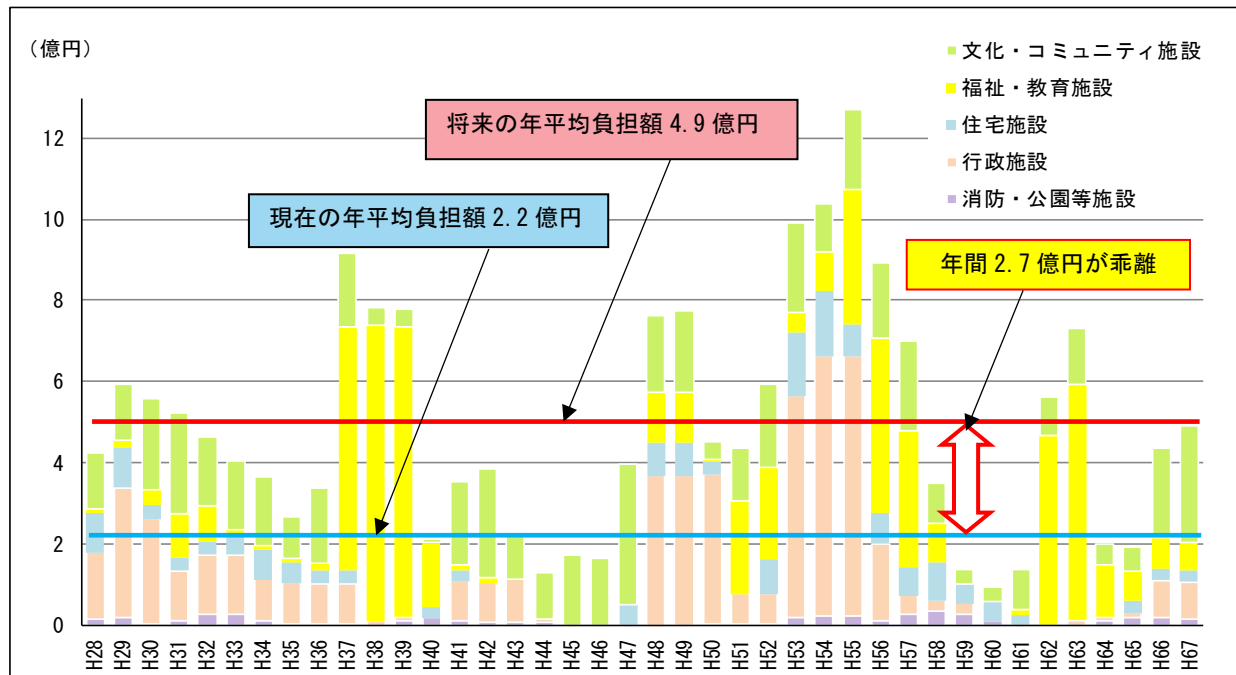


(公共施設等更新費用試算ソフト)

※改修・更新費算出の前提条件

- ・現在保有する施設を全て保有し続けたとした場合。
- ・改修費(大規模なもの)は 25 年周期、更新費(建替え)は 50 年周期。

今後 40 年間の年度別改修・更新費



	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
文化・コミュニティ施設	1.4	1.4	2.2	2.5	1.7	1.7	1.7	1.0	1.8	1.8
福祉・教育施設	0.1	0.2	0.4	1.1	0.9	0.1	0.1	0.1	0.2	6.0
住宅施設	1.0	1.0	0.3	0.3	0.3	0.5	0.7	0.5	0.3	0.3
行政施設	1.6	3.2	2.6	1.2	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0
消防・公園等施設	0.1	0.2	0.0	0.1	0.3	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0
合計(億円)	4.2	5.9	5.6	5.2	4.6	4.0	3.6	2.7	3.4	9.2
	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47
文化・コミュニティ施設	0.4	0.4	0.1	2.1	2.7	1.1	1.1	1.7	1.6	3.5
福祉・教育施設	7.3	7.2	1.6	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
住宅施設	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
行政施設	0.1	0.1	0.0	1.0	1.0	1.1	0.1	0.0	0.0	0.0
消防・公園等施設	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
合計(億円)	7.8	7.8	2.1	3.5	3.8	2.3	1.3	1.7	1.6	4.0
	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
文化・コミュニティ施設	1.9	2.0	0.4	1.3	2.0	2.2	1.2	2.0	1.9	2.2
福祉・教育施設	1.3	1.3	0.1	2.3	2.3	0.5	0.9	3.3	4.3	3.4
住宅施設	0.8	0.8	0.3	0.0	0.8	1.6	1.6	0.8	0.7	0.7
行政施設	3.7	3.7	3.7	0.7	0.7	5.5	6.4	6.4	1.9	0.5
消防・公園等施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.1	0.3
合計(億円)	7.6	7.8	4.5	4.4	5.9	9.9	10.4	12.7	8.9	7.0
	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64	H65	H66	H67
文化・コミュニティ施設	1.0	0.4	0.4	1.0	1.0	1.4	0.5	0.6	2.2	2.9
福祉・教育施設	1.0	0.0	0.0	0.1	4.7	5.8	1.3	0.7	0.8	0.7
住宅施設	0.9	0.5	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3
行政施設	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.9	0.9
消防・公園等施設	0.4	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.1
合計(億円)	3.5	1.3	0.9	1.3	5.6	7.3	2.0	1.9	4.4	4.9

*単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

(公共施設等更新費用試算ソフトによる)

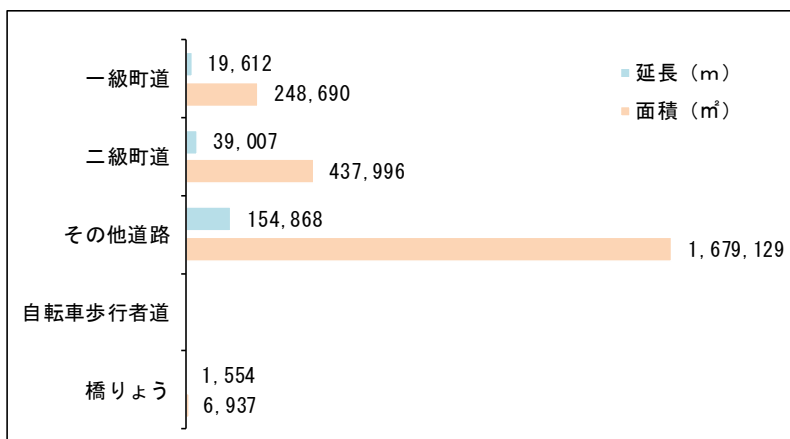
第2節 インフラ施設の概況

1. 整備状況

(1) 道路・橋りょう

道路は、一般道路が延長 213,487m、面積 2,365,815 m²で改良率※は 75.3%です。
橋りょうは、延長 1,554m、面積 6,937 m²で、改良率は 71.3%です。

道路・橋りょう整備状況



			延長（m）	面積（㎡）	改良率（％）
道路	一般道路	一級	19,612	248,690	75.3
		二級	39,007	437,996	
		その他	154,868	1,679,129	
		計	213,487	2,365,815	
	自転車歩行者道		0	0	
橋りょう			1,554	6,937	71.3

※平成 27 年度国土交通省道路施設現況調査

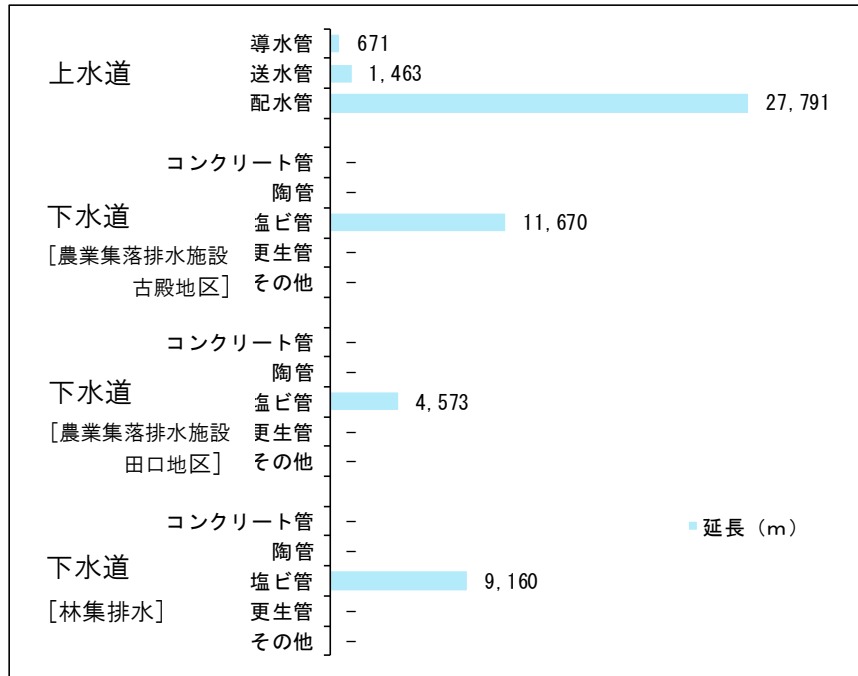
※道路改良率：車道幅員が 5.5m 以上に改良された道路(改良済道路)延長の道路全延長に対する比率。

※橋りょう改良率：幅員 4.0m 以上の橋梁数÷全橋梁数

(2)上下水道

上水道は、延長 29,925m、普及率 83.0%、下水道は、農業集落排水施設（古殿地区）が延長 11,670m、普及率 24.9%、接続率 96.2%、農業集落排水施設（田口地区）が延長 4,573m、普及率 5.2%、接続率 96.7%、林業集落排水が延長 9,160m、普及率 11.6%、接続率 94.0%です。

上下水道整備状況



		延長 (m)	普及率 (%)	接続率 (%)
上水道	導水管	671	83.0	—
	送水管	1,463		
	配水管	27,791		
	合計	29,925		
下水道 (農業集落排水施設 古殿地区)	コンクリート管	—	24.9	96.2
	陶管	—		
	塩ビ管	11,670		
	更生管	—		
	その他	—		
	合計	—		
下水道 (農業集落排水施設 田口地区)	コンクリート管	—	5.2	96.7
	陶管	—		
	塩ビ管	4,573		
	更生管	—		
	その他	—		
	合計	—		
下水道 (林業集落排水)	コンクリート管	—	11.6	94.0
	陶管	—		
	塩ビ管	9,160		
	更生管	—		
	その他	—		
	合計	—		

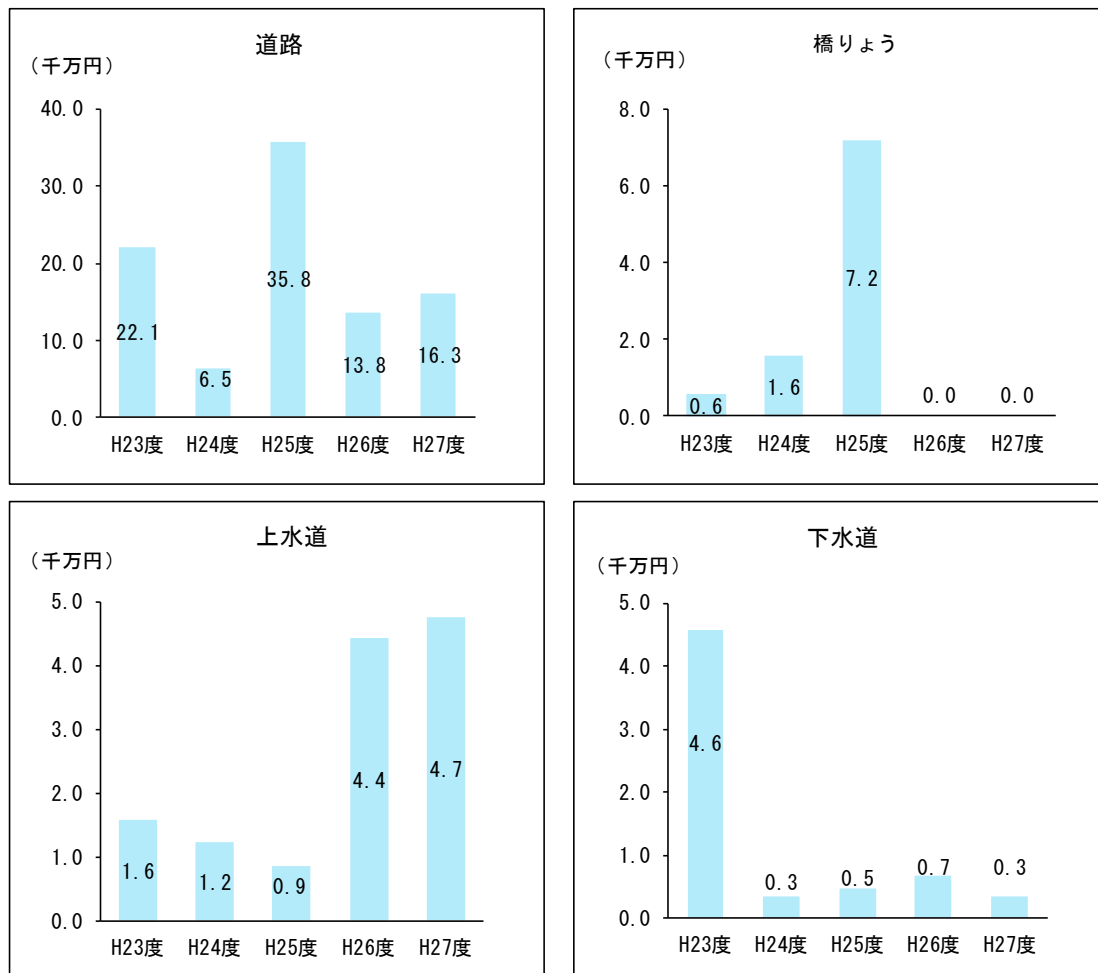
※厚生労働省 H26 水道統計調査、国土交通省下水道事業に関する調査
 上水道普及率＝給水人口÷行政人口 下水道普及率＝区域内人口/行政人口
 下水道接続率（水洗化率）＝接続人口／認可区域内人口

2. 改修・更新費用

(1) 直近の改修・更新費用

道路は、6.5～35.8千万円で推移しており、平成23年度から平成25年度までは増減を繰り返しています。橋りょうは、平成25年度に大幅に増加しましたが、その後は経費の発生はありません。上水道は、0.9～4.7千万円で推移し、平成26年度から増加傾向にあります。下水道は平成23年度と比較すると平成24年度以降は低水準で推移しています。

種別改修・更新経費の推移



	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	5 年間平均
道路 (千万円)	22.1	6.5	35.8	13.8	16.3	18.9
橋りょう (千万円)	0.6	1.6	7.2	0.0	0.0	1.9
上水道 (千万円)	1.6	1.2	0.9	4.4	4.7	2.6
下水道 (千万円)	4.6	0.3	0.5	0.7	0.3	1.3
合 計	28.8	9.6	44.3	18.9	21.4	24.6

*単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

(2)改修・更新費用の見通し

①算出条件

算出は、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団〈ふるさと財団〉）によるものとし、算出条件は以下のとおりです。

算出条件

更新年数等						
		更新年数	割り当てる年数			更新年数
道路	一般道路	15 年	—	上水道	40 年	5 年
	自転車歩行者道	15 年	—		下水道	50 年
橋りょう		60 年	5 年			

*割り当てる年数： 試算時点で実施年数をすでに経過し、改修・更新すべき施設が実施されていない場合に、費用を分散し集中しないようにするための年数。

更新単価

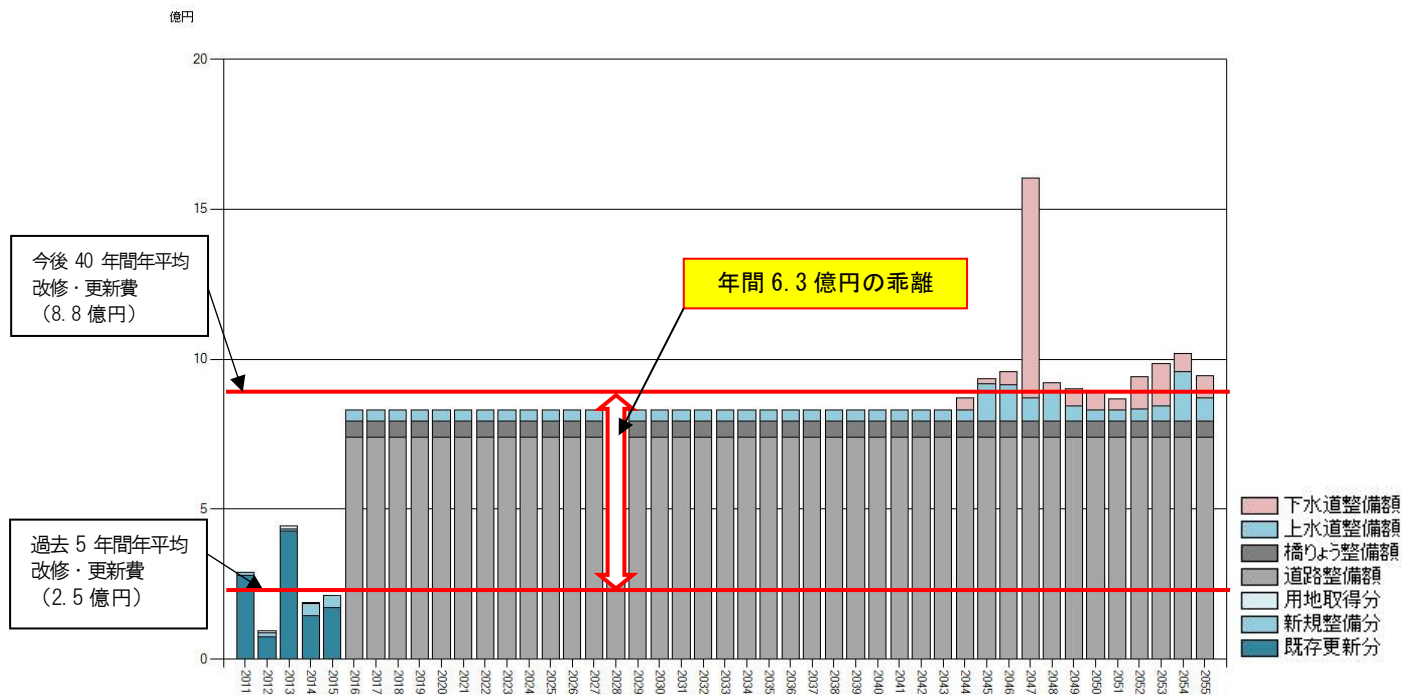
			更新単価
道路	一般道路		4,700 円/㎡
	自転車歩行者道		2,700 円/㎡
橋りょう	PC 橋		425 千円/㎡
	RC 橋		425 千円/㎡
	鋼橋		500 千円/㎡
	石橋		425 千円/㎡
	木橋その他		425 千円/㎡
上水道	導水管	300 mm未満	100 千円/m
		300～500 mm未満	114 千円/m
		500～1000 mm未満	161 千円/m
		1000～1500 mm未満	345 千円/m
		1500～2000 mm未満	742 千円/m
		2000 mm以上	923 千円/m
	送水管	300 mm未満	100 千円/m
		300～500 mm未満	114 千円/m
		500～1000 mm未満	161 千円/m
		1000～1500 mm未満	345 千円/m
		1500～2000 mm未満	742 千円/m
		2000 mm以上	923 千円/m
	配水管	50 mm以下	97 千円/m
		75 mm以下	97 千円/m
		100 mm以下	97 千円/m
		125 mm以下	97 千円/m
		150 mm以下	97 千円/m
		200 mm以下	100 千円/m
		250 mm以下	103 千円/m
		300 mm以下	106 千円/m
		350 mm以下	111 千円/m
		400 mm以下	116 千円/m
		450 mm以下	121 千円/m
		500 mm以下	128 千円/m
		550 mm以下	128 千円/m
		600 mm以下	142 千円/m
		700 mm以下	158 千円/m
		800 mm以下	178 千円/m
		900 mm以下	199 千円/m
		1000 mm以下	224 千円/m
		1100 mm以下	250 千円/m
		1200 mm以下	279 千円/m
		1350 mm以下	628 千円/m
		1500 mm以下	678 千円/m
		1650 mm以下	738 千円/m
		1800 mm以下	810 千円/m
		2000 mm以上	923 千円/m
下水道	コンクリート管		124 千円/m
	陶管		124 千円/m
	塩ビ管		124 千円/m
	更生管		134 千円/m
	その他		124 千円/m

（公共施設等更新費用試算ソフト）

②改修・更新費

インフラ施設を、今後 40 年、維持管理していくために必要と想定される改修・更新費は、年平均で 8.8 億円、過去 5 年間平均の改修・更新費 2.5 億円に対して 3.5 倍となります。

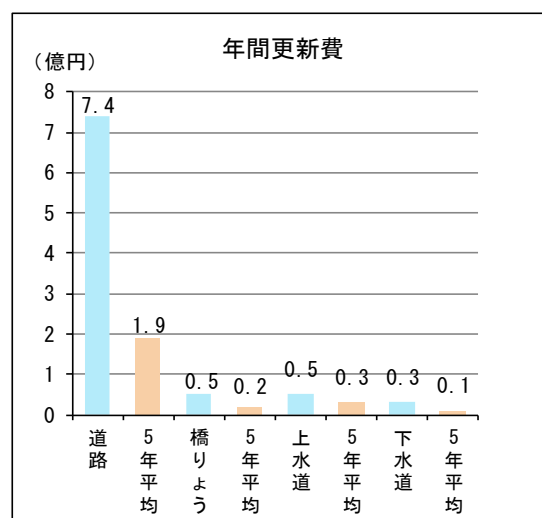
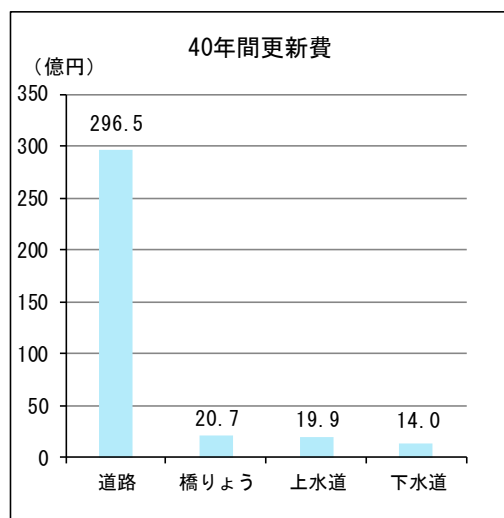
今後の 40 年間の改修・更新費（インフラ資産）



道路は年平均で 7.4 億円、過去 5 年間平均の改修・更新費 1.9 億円に対して 3.9 倍となります。橋りょうは年平均で 0.5 億円、過去 5 年間平均の改修・更新費 0.2 億円に対して 2.5 倍となります。

上水道は年平均で 0.5 億円、過去 5 年間平均の改修・更新費 0.3 億円に対し 1.7 倍となります。

下水道は年平均で 0.3 億円、過去 5 年間平均の改修・更新費 0.1 億円に対し 3.0 倍となります。



* 単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合があります。

第3節 公共施設等管理の課題

■ 人口減少と少子・高齢化への対応

- ・総人口は減少傾向が続いており、平成 67 年には 3,311 人と平成 27 年の 5,373 人に比べて 38.4%減少することが見込まれています。
- ・「古殿町人口ビジョン」によれば、年少人口は、平成 27 年の 629 人から平成 67 年 486 人に減少し、生産年齢人口は、平成 27 年の 2,948 人から平成 67 年に 1,680 人に減少すると予想されています。また、老年人口も、平成 27 年の 1,796 人から平成 67 年の 1,145 人に減少すると予想されています。
- ・少子・高齢化が進んでいる状況を踏まえ、急速な人口減少及び少子高齢化の進展とそれに伴う町民ニーズの変化に対応していくことが必要です。

■ 投資的経費増大への対応

- ・人口減少による町民税などの自主財源が減少することが予想される一方、支出では高齢化の進行等による福祉や医療などの社会保障費（扶助費）が増加傾向にあります。
- ・少子高齢化や人口減少の進行に伴って、将来的に税収減や扶助費等の支出増が見込まれることを勘案すると極めて厳しい状況です。
- ・公共施設の改修・更新を進めるためには、厳しい状況のなかで財源を確保することが必要であり、今後は、大規模改修や建替え等に伴う、大幅な改修・更新コストの増加など、投資的経費増大への対応が求められています。

■ 施設の老朽化と安全性・耐久性向上への対応

- ・築 30 年以上経過している公共施設の延床面積割合は、38.2%に達しており、老朽化が進んでいます。特に、老朽化が著しいのは、交流施設（高房青少年自然の家）、スポーツ施設（古殿町民第2体育館）、庁舎等（古殿町商工会館）などがあり、インフラ資産においても、道路・橋りょうや上下水道の管渠等において老朽化の進行がみられます。
- ・昭和 56 年以前に建設された旧耐震基準の施設面積は全体の 22.1%を占めている中、耐震診断や耐震改修が進められています。
- ・一般に、鉄筋コンクリート造の建物の場合は、築 30 年程度が経つと大規模改修が、築 60 年程度が経つと建替えが必要となるといわれていることから、今後、大規模改修や建替えにより、安全確保や耐久性向上を図っていく必要があります。
- ・本町では、小規模の木造公共施設も数多くあることから、木造で一般的な築 15 年での改修や築 30 年での建替えにも対応していく必要があります。

■ 施設サービスの効率化と改善

- ・文化・学習施設や福祉施設の年間利用状況をみると、減少傾向となっています。
- ・今後は、町民ニーズを踏まえ、施設や提供サービスを検討し適正化を図る必要があります。
- ・運営時間の工夫やサービス内容の改善・拡充など、民間ノウハウの活用等を含めた事業運営の効率化とサービス水準の向上に向けた取り組みを図っていくことも重要です。

■ 計画的・戦略的な管理・運営

- ・改修・更新のやり方を従来どおり続けていくだけでは、改修・更新にかかる経費は莫大になり、その他の行政サービスに重大な影響を及ぼすことが懸念されます。
- ・現在の投資額を上回るコストを要することが予想されるなかで、早期にマネジメント体制を整備することで、後年度の財政負担の軽減・平準化を図ることが必要です。
- ・今後の施設の改修・更新時期を見通し、中長期的な視点による計画的・戦略的なマネジメントに取り組む必要があります。

■ 効果的で適切な管理・運営

- ・個々の施設について、長寿命化やPPP※1等の手法の活用を含めて、短期的なコストではなく、ライフサイクルコスト※2を引き下げ、費用対効果の高いマネジメントの方向性を確立する必要があります。
- ・総合的な視点で優先順位を付け、「選択と集中」により限られた資源を効果的に活用することも必要です。
- ・人口構造や住民ニーズの変化に伴う行政サービス需要の変化、立地する公共施設の配置、各公共施設の機能を踏まえた、適切なマネジメントが必要です。

■ 全庁的なデータ管理体制の構築

- ・減価償却費や人件費等を含めた施設の維持管理に関するコストに加え、利用・効果に関する状況等のデータについても、的確に把握・分析する必要があります。
- ・現状では、これらの施設に関するデータはそれぞれの所管部局で個別に保有・管理されており、全庁的なデータの統一や整理がなされていない状況です。
- ・施設のデータベース化を含めたデータの一元管理や部局横断的な体制整備などを含めて、全庁的なデータの整理・収集、管理体制を整備することが必要です。

■ 問題意識や情報の共有による官民協働・連携

- ・マネジメントを行う上では、施設の実態に関する問題意識や情報を住民と共有することが重要です。
- ・その上で、協働による施設の管理運営や、民間のノウハウや活力を取り入れたより効果的・効率的な施設マネジメントの実現を図ることが必要です。
- ・そのため、施設にかかるコストや利用の実態に関するデータの分析評価の結果をわかりやすく開示し、住民との協働や民間事業者等との連携により施設の改善策やあり方を検討していくことが求められています。

※1 PPP：「パブリック・プライベート・パートナーシップ」の略称。官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。PFIや指定管理者制度はPPPの代表的な手法。

※2 ライフサイクルコスト：施設等の設計費や建築・建設費だけでなく、維持・管理運営、改修、解体処分に至るまでに必要な総経費。

第4章 公共施設等管理計画

第1節 公共施設等管理の基本方針

第2節 公共施設管理の取り組み

1. 施設量適正化の推進
2. 安全・快適で永く活用できる施設管理の推進
3. 適切な施設配置と民間活力導入の促進

第3節 インフラ施設管理の取り組み

1. 施設量適正化の推進
2. 安全・快適で永く活用できる施設管理の推進
3. 適切な施設配置と民間活力導入の促進

第4節 類型別の方針

1. 文化・コミュニティ施設
 2. 福祉・教育施設
 3. 住宅施設
 4. 行政施設
 5. 消防・公園等施設
-

第4章 公共施設等管理計画

これまでの本町の行政サービスは、町民ニーズの多様化へ対応し、それぞれの分野ごとに施設の整備が進められてきました。

これらにより、行政サービスの充実が図られる一方、町民の高齢化や人口減少など、新たな状況になり、税収の伸びが見込めない中で、これまでに整備してきた施設の改修や更新、維持管理などの経費の比重が大きくなってきています。

このような状況を考慮すると、今後は、施設の新たな整備よりも、長寿命化による施設の維持管理が重要となります。町民のニーズの変化に対応したサービスを提供するなかで、施設のあり方も変更していく必要性が生じ、組織横断的な判断が求められています。

今後は、施設の利活用について、持続可能な行政経営を行うためにも、一元的な取組を図る必要があります。

ただし、公共施設は行政サービスの提供にあたり、重要な役割を担っており、災害時等においては、町民の避難場所としての役割も担うことから、公共施設の改修や更新、統廃合を安易に凍結・廃止することは望ましくありません。また、町民ニーズを的確に把握し、より効果的な公共施設の整備や運営をしていく必要があり、新規整備や既存施設の複合化、再編による規模の縮小など、町全体の施設のバランスをとることが重要となります。

そこで、町の公共施設やインフラ施設の共通の方針を明確にし、問題点を町全体で共有し、健全な財政運営を実施できるよう「公共施設等総合管理計画」を定める必要があります。

第1節 公共施設等管理の基本方針

本計画では、公共施設等管理の必要性を踏まえ、公共施設等管理の基本方針として目標を次のとおり定めます。

【目標1】施設量適正化の推進

公共施設のあり方や必要性について、町民ニーズや費用対効果などの面から総合的に評価を行い、施設保有量の適正化を実現します。

【目標2】安全・快適で永く活用できる施設管理の推進

今後も活用していく施設については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕に取り組み、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

【目標3】適切な施設配置と民間活力導入の促進

更新・統廃合により、適切な施設配置を進めるとともに、民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入し、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

第2節 公共施設管理の取り組み

1. 施設量適正化の推進

(1) 施設総量と財政負担

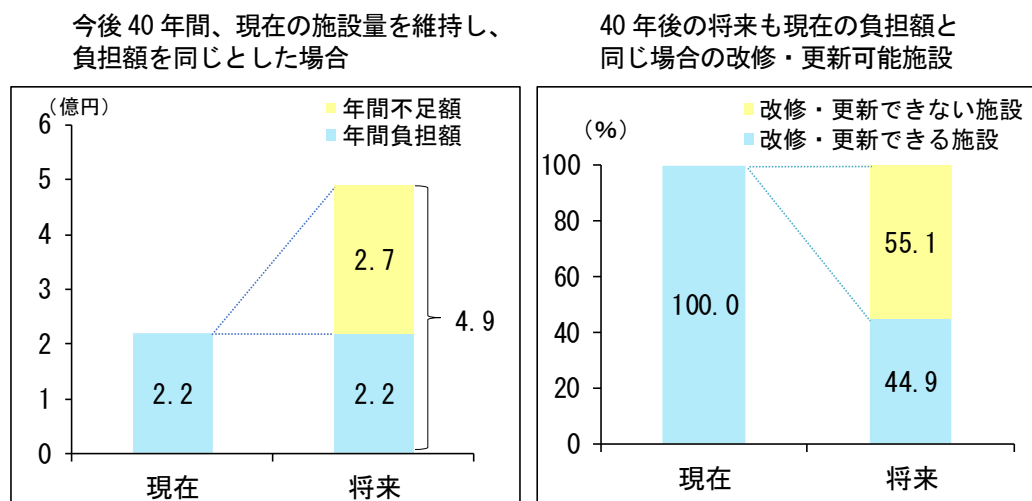
現在の負担額（平成 18～27 年度の年平均改修・更新費）は、年平均 2.2 億円ですが、現在の施設量（64 施設）維持した場合、今後 40 年、必要となる年間負担額は 4.9 億円と推計され、現在の 2.23 倍、年間 2.7 億円の財源が不足すると予想されます。

また、将来も現在の負担額と同じとした場合、改修・更新できる施設は全体の 44.9%にとどまり、5 割以上が改修・更新できないこととなります。

人口と公共施設累積延床面積の推移

※人口：現住人口調査・各年 1 月現在

※施設面積：特別会計施設を除く



(公共施設等更新費用試算ソフト)

(2)施設総量の適正化

社会保障費である扶助費が増加するなかで、財政負担と人口規模、効率的利用の観点から踏まえ、施設の複合・集約化及び長寿命化による施設量の適正化を図ります。

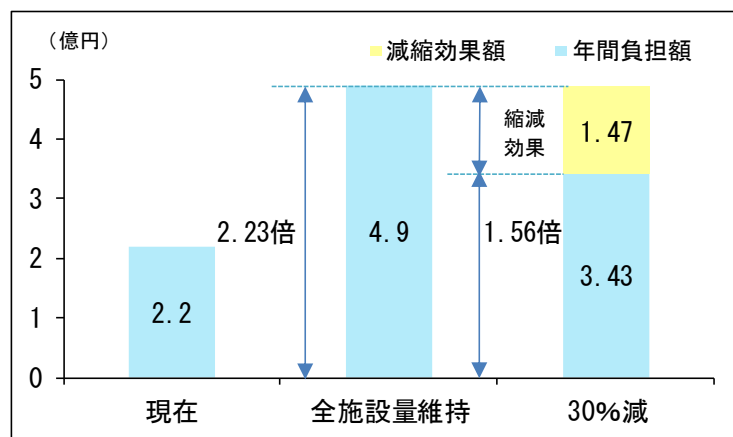
① 施設の複合・集約化

現状の 64 施設 143 棟（インフラ建屋除く）全てを改修・更新しようとする場合、前述のとおり年間負担額は 4.9 億円必要となります。

このような中、40 年後の人口動向（現在の 38.4%減少）を考慮しつつ、複合・集約化により、施設総量を 30%縮減した場合、年間の改修・更新費は 4.9 億円から 3.43 億円（現在の 1.56 倍）に縮減可能となり、現在の施設量を維持した場合より 1.47 億円の縮減となります。

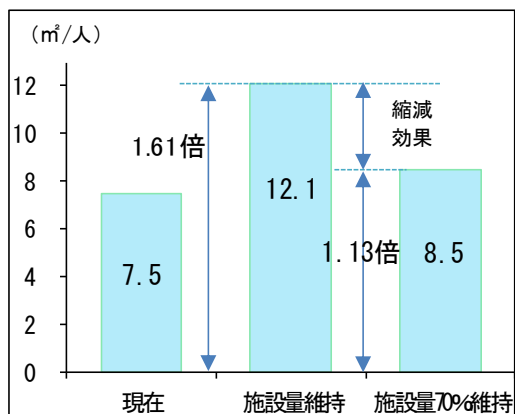
なお、住民一人当たりの面積は、現在の施設量を維持した場合、40 年後の一人当たりの面積は 12.1 m² となり現在の 1.6 倍となります。それに対し、30%の縮減目標を行った場合、住民一人当たりの面積は 8.5 m² となり、現在と比べてもサービスの量的低下は生じない状況となります。

複合・集約化により 30%縮減した場合



（公共施設等更新費用試算ソフト）

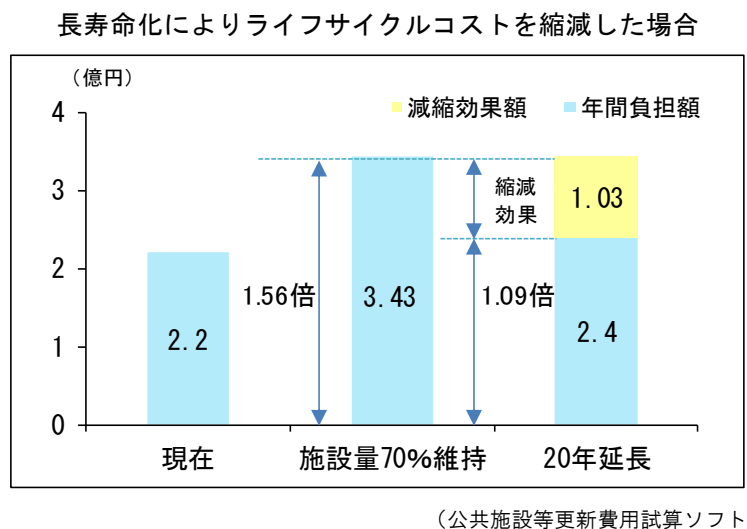
住民一人当たりの施設面積



② 施設の長寿命化

現在の財政負担額（2.2 億円）で現状の施設の 70%を維持管理するためには、なお、年間 1.23 億円の不足となることから、維持管理する施設の長寿命化を図り、年間のライフサイクルコストを縮減する必要があります。

50 年の改修・更新期間を 70 年にした場合、年間の改修・更新費は 3.43 億円から 2.4 億円（現在の 1.09 倍）に縮減可能となり、縮減効果は 1.03 億円となります。



③ 施設の複合・集約化、長寿命化を通じた施設総量の適正化の目標

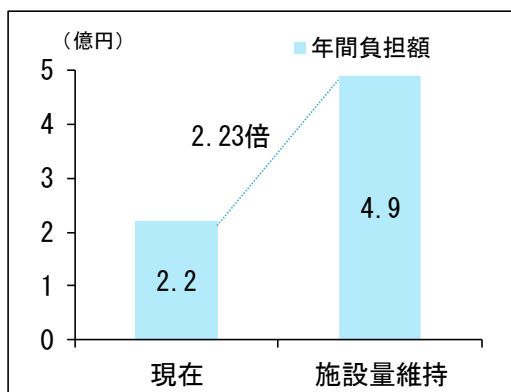
将来の改修・更新費を現在の財政負担額に近づけるため、①、②の取組を通じて人口減少に配慮しつつ、施設の複合・集約化や廃止及び長寿命化を進め、財政負担の軽減化を図り、現在の施設量を維持した場合（4.9 億円）より 2.5 億円縮減します。

これにより、住民一人当たりの負担額は、現在の施設量を維持した場合、今後の住民一人当たりの負担額は 148.0 千円となりますが、この減縮対策により一人当たり 72.5 千円にまで減縮されます。ただし、この縮減目標でも現在の住民一人当たりの負担額 40.9 千円よりも軽減するまでには至りません。

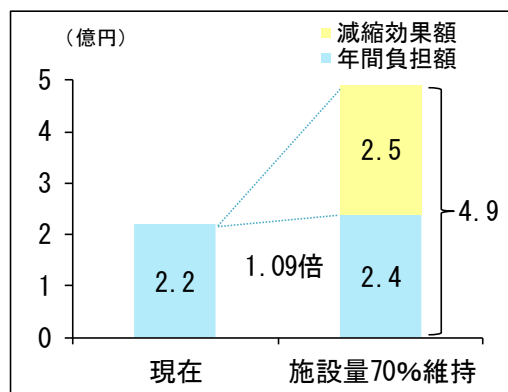
将来においては、上記のように施設総量縮減と長寿命化を図っても、現状の負担額 2.2 億円を上回る 2.4 億円までの縮減想定にとどまっており、一人当たりの負担額は増加しています。

よって、古殿町振興計画等の各種計画を踏まえつつ、将来の社会資本投資計画との整合性を図りながら、施設バランスと活力ある社会の維持を目指すために、今後は 2.5 億円の縮減目標にとどまらず、さらなる縮減策と効率的な施設運営、効果的な施設活用に努めなければなりません。

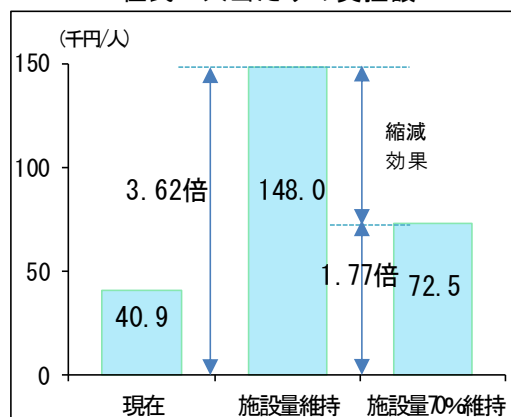
現在の施設量を維持した場合の負担額



施設量を30%縮減し、長寿命化した場合の負担額



住民一人当たりの負担額



施設量適正化の目標

40 年間の目標は

公共施設（建築物）施設総量 ： 現在の30%縮減

公共施設（建築物）長寿命化 ： 50 年を20 年延長して、70 年の長寿命化を図る

を目標とする。

2. 安全・快適で永く活用できる施設管理の推進

(1) 定期的な点検・診断の実施

施設の定期点検を実施し、施設の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、施設単位の修繕、改善履歴データを整理し、随時履歴を確認できる仕組みを整備します。

(2) 計画的な修繕の実施

対症療法的な修繕から、標準的な修繕周期を踏まえて適切な時期に予防保全的な修繕を行い、効率的な維持管理を実現するため、以下の修繕を実施します。

① 経常的な修繕

- ・ 水漏れ、外壁のひび割れ等、不特定の時期に発生する不具合に対し、その都度実施する必要のある経常的な修繕。

② 計画修繕

- ・ 外壁塗装の塗替え、屋根防水工事の実施等、周期的に実施する必要がある計画の修繕。

(3) 快適性や安全性、耐久性を向上する改修の実施

施設の快適性や安全性、耐久性が向上する、以下の改善を実施します。

① 快適性向上型改善

- ・ 利便性、衛生、居住性等の快適性向上のための改善。

② 福祉対応型改善

- ・ 高齢者、障害者等の利用や居住の円滑化のための改善。

③ 安全性確保型改善

- ・ 耐震性、耐火性等安全性を確保するための改善。

④ 長寿命化型改善

- ・ 劣化防止、耐久性向上及び維持管理の容易化のための改善

(4) 管理コストの縮減

日常点検、修繕・改善等に関する計画的な実施体制を構築し、維持管理に要する費用を縮減するとともに、ライフサイクルコストに配慮した設計・工法を導入し、適切な耐久性の確保に努めて施設の長寿命化を図り、管理コストの縮減を進めます。

3. 適切な施設配置と民間活力導入の促進

(1) 適切な施設配置

地域需要のバランスを踏まえつつ、保有施設の廃止、複合化、集約化、用途変更などにより、施設の適正配置に取り組みます。

施設の新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行います。

施設の廃止により生じる跡地については、まちづくりに資する活用を図ります。

(2) 民間活力を生かした管理・運営サービス向上の推進

官民の役割分担を明確にし、P P P / P F I^{※1}などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービス提供を推進します。

また、包括的な民間委託発注などの効率的な契約方法の検討を行います。

※1 P F I : 「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略称。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る事業手法。

第3節 インフラ施設管理の取り組み

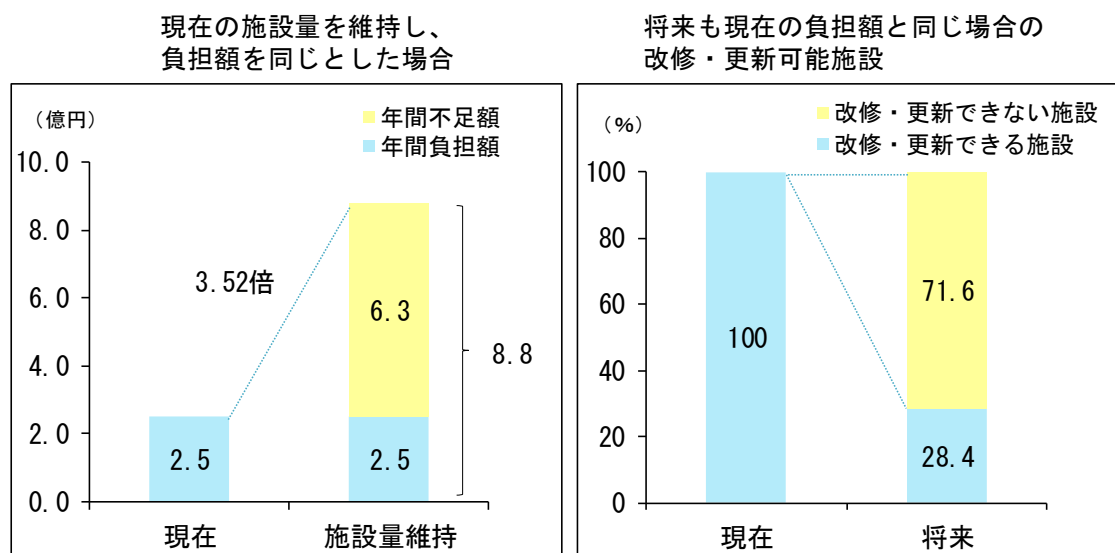
1. 施設量適正化の推進

(1) 施設総量と財政負担

インフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能とともに、災害時の防災空間としても重要な役割を担っていますが、近い将来、老朽化による維持管理費の増大あるいは更新需要が集中することが予想されます。

現在の負担額（最近5年間の年平均改修・更新費）は、2.5億円ですが、現在の施設量を維持した場合、今後必要となる年間負担額は8.8億円と推計され（現在の3.52倍）、年間6.3億円の財源が不足すると予測されます。

また、将来も現在の負担額と同じとした場合、改修・更新できる施設は全体の28.4%にとどまり、7割以上が改修・更新できないこととなります。



(2) 施設総量の適正化

インフラ施設は、町民生活の基盤が各地域において確立している現状では、容易に廃止や縮減できるものではなくなっています。

よって、施設の特性に応じた効率的で効果的な維持管理を推進し、長期的かつ安全で安定的なサービスを提供するため、老朽化した施設について、状態を適切に把握し、費用対効果等を検証した上で、計画的に改修・更新を進めることにより、財政負担の縮減・平準化を図ります。

財政負担と人口規模、効率的なサービス提供の観点から踏まえ、町民生活におけるインフラ施設の重要性及び道路・橋りょう、上水道、農業・林業集落排水の特性を考慮し、中長期的な管理の視点に基づく、それぞれの整備計画等に則した総量の適正化を図ります。

2. 安全・快適で永く活用できる施設管理の推進

道路、橋りょう、上水道、下水道の施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。

(1) 定期的な点検・診断の実施

施設の定期点検を実施し、施設の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、施設単位の修繕、改善履歴データを整理し、随時履歴を確認できる仕組みを整備します。

(2) 計画的な修繕の実施

対症療法的な修繕から、標準的な修繕周期を踏まえて適切な時期に予防保全的な修繕を行い、効率的な維持管理を実施します。

(3) 安全性、耐久性を向上する改修の実施

施設の長寿命化を図り、安全性、耐久性が向上する改善を実施します。

(4) 管理コストの縮減

日常点検、修繕・改善等に関する計画的な実施体制を構築し、維持管理に要する費用を縮減するとともに、ライフサイクルコストに配慮した設計・工法を導入し、適切な耐久性の確保に努めて施設の長寿命化を図り、管理コストの縮減を進めます。

3. 適切な施設配置と民間活力導入の促進

(1) 適切な施設配置

インフラ施設の整備にあたっては、社会情勢やニーズ（防災対応、バリアフリー、環境への配慮など）を的確に捉え、かつ財政状況を考慮し、中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

整備や更新時には、長期にわたり維持管理がしやすい施設とすることで、経済性と合理性を追求します。

(2) 民間活力を生かした管理・運営サービス向上の推進

研究機関や企業との連携を強化し、新技術や新制度を取り入れ、効率的な維持管理を可能にします。

また、PPP／PFIなどの手法を用い、民間活力を施設整備や管理に導入するとともに、包括的な民間委託発注などの効率的な契約方法の検討を行います。

第4節 類型別の方針

1. 文化・コミュニティ施設

(1)現状

- ・地域住民の活動の場として公民館を設置し、会議室や図書の貸出等を行っています。また、郷土文化保存伝習施設などでは歴史や文化の伝承を行っています。
- ・集会施設は各地区に設置され地域のコミュニティの場として利用されています。特に農業集落多目的集会施設「大網庵」は、町外からも多くの利用者がいます。
- ・交流施設は女性・若者等活動促進施設、高房青少年自然の家などが設置されています。
- ・日常生活の中でスポーツに親しみ、健康の保持増進と体力づくりを図る運動施設として勤労者体育センター、町民水泳プールなどが設置されています。

施設概要

(㎡)

	施 設	施設名	延床面積	竣工年度	施設内容
文化・コミュニティ施設	文化・学習施設	古殿町公民館	1,212.68	S58	ロビー、大会議室、研修室、会議室(1)、会議室(2)、会議室(3)、調理室、視聴覚室、図書館
		古殿町郷土文化保存伝習施設	709.06	H1	ホール、第1展示室、第2展示室、収蔵庫、工作室
		馬場平地区伝統文化伝承施設	66.22	H15	地域集会所
	集会施設	大久田ふれあいセンター	452.22	H11	
		大久田多目的集会センター	198.74	S55	
		下松川構造改善センター	216.13	S63	
		鎌田地域農業推進拠点施設	200.00	H8	
		高房転作促進技術研修センター	80.33	S58	
		論田ふれあいセンター	255.60	H18	
		田口集落センター	185.19	S60	
		竹貫集落センター	249.42	S60	センター、物置
		薄木集会センター	76.19	H6	
		上松川集会センター	141.32	H6	
		仙石多目的集会センター	140.14	S55	集会所、物置
		下山上多目的集会センター	198.74	S55	
		農業集落多目的集会施設	286.72	H3	和室、広間、集会室、調理室
		滝ノ平集会所	110.13	H24	
		上山上婦人・若者等活動促進施設	214.47	H11	
	交流施設	古殿町女性・若者等活動促進施設	1,591.10	H16	
		高房青少年自然の家	429.00	S24	旧校舎を宿泊施設に活用
		古殿町生産物直売所	456.34	H13	直売所、食堂
	スポーツ施設	古殿町民第2体育館	359.00	S45	
		古殿町勤労者体育センター	1,027.60	S60	
		古殿町民水泳プール	1,231.01	H5	
		古殿町屋内ゲートボール場	609.71	H2	
		古殿町民運動場管理棟	98.10	S56	グラウンド、駐車場、その他

平成28年9月1日現在

(2)課題

- ・集会施設の中でも比較的古い時期に建設された施設では老朽化が進んでいます。また、交流施設の中で高房青少年自然の家は築後 58～67 年、スポーツ施設の中では古殿町民第 2 体育館が築後 46 年経過しており、それぞれ建物の老朽化が著しく進んでいます。
- ・文化・コミュニティ施設は不特定多数の方が利用する施設であり、耐震が必要な施設については耐震改修や大規模改修による安全性の確保や施設の効率的な維持・更新が必要です。
- ・地域ニーズに応じた貸室機能の見直し等による利用者数の向上や受益者負担の見直し、指定管理者制度の導入等を考慮した効率的な施設の維持管理・運営が必要です。

(3)管理方針

- ・貸室機能については、各施設の設置状況や利用状況を勘案しつつ、全町レベルで必要性和配置を再検討し、施設の更新にあわせて統合・整理や複合化を検討します。
- ・利用圏が重複している施設や複数設置されている施設については、更新にあわせて統合・整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。
- ・特に、町民第 1 体育館が平成 30 年春の完成に向けて整備を進めており、町民第 2 体育館などについて、その後のあり方について検討を進めます。
- ・直営の施設にあっては、指定管理者制度等の経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。
- ・施設や設備の定期的な検査と更新を計画的に進め、施設の質を保全し長寿命化を図ります。

2. 福祉・教育施設

(1)現状

- ・福祉の増進に寄与する施設は健康管理センターなど4施設設置されています。
- ・子育て支援施設は町立ふるどのこども園が設置されています。
- ・小学校、中学校はそれぞれ1施設設置されています。

施設概要

(㎡)

	施 設	施設名	延床面積	竣工年度	施設内容
福祉・教育施設	福祉施設	古殿町健康管理センター	789.52	H4	検診室、多目的ホール、運動指導室、車庫
		古殿町老人デイサービスセンター	903.92	H6	
		古殿町介護予防拠点施設	126.78	H12	
		医療施設（ふるどのクリニック）	494.48	H15	内科、小児科、リハビリ科、他
	子育て支援施設	古殿町立ふるどのこども園	2,573.42	H26	
	学校施設	古殿町立古殿小学校	3,619.49	H5・H23	
		古殿町立古殿中学校	6,663.50	S50	

平成28年9月1日現在

(2)課題

- ・民営化等の民間活力の導入を考慮した施設の維持管理・運営の効率化による年間コストの縮減が必要です。
- ・古殿町立古殿中学校については築後30年以上が経過しており、建物の老朽化が進んでいることから、安全性の確保を含めて施設の維持管理、修繕計画が必要です。
- ・少子高齢化や住民ニーズに対応した施設のあり方などの検討が必要です。

(3)管理方針

- ・直営の施設にあつては、指定管理者制度等の経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。
- ・民営化が可能な施設については、民営化に向けて整理を図るとともに、用途変更も含めて検討します。
- ・更新にあたっては、少人数学級や特別支援学級の実施等を考慮した教室を整備するとともに、スケルトン・インフィル方式^{※1}等の柔軟な設計の導入により、転用の容易化を検討します。

※1 スケルトン・インフィル方式：建物をスケルトン（骨格・構造躯体）とインフィル（内容・設備等）に分類し、前者は長期に利用できる「耐用性」を、後者は利用者の個性や将来の変化に対応しやすい「可変性」を重視して、将来的に柔軟な対応ができるようにした建築方式。

3. 住宅施設

(1)現状

- ・公営住宅は池ノ内団地など7施設設置されています。
- ・その他住宅は旧教員住宅（大久田）と旧教員住宅（田口）が設置されています。

施設概要

(㎡)

	施 設	施設名	延床面積	竣工年度	施設内容
住宅施設	公営住宅	町営住宅 池ノ内団地	1,611.38	H2	
		町営住宅 横小路団地	237.60	S60	
		町営住宅 西渡団地	292.95	S60	
		町営住宅 横川団地	330.75	S61	
		町営住宅 チロリン横川団地	748.20	H6	
		特定公共賃貸住宅 新桑原団地	516.72	H8	借地含む
		特定公共賃貸住宅 若神子団地	315.68	H15	
	その他住宅	旧教員住宅（大久田）	49.67	H4	
		旧教員住宅（田口）	66.04	H2	

平成 28 年 9 月 1 日現在

(2)課題

- ・町営住宅西渡団地については、築後 30 年以上が経過し、建物の老朽化が進んでいる状況を踏まえ、安全性の確保や効率的な施設の維持・更新が必要です。

(3)管理方針

- ・直営の施設にあつては、指定管理者制度等の経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。
- ・入居者の意識に配慮しつつ、居住性向上や長寿命化を目的とした改善を進め、快適に居住できる住宅の確保を図ります。

4. 行政施設

(1)現状

- ・庁舎等は役場や商工会館、旧用途管理施設など 8 施設が設置されています。
- ・旧古殿保育所の建物については、今後の活用について検討が進められています。

施設概要

(㎡)

	施 設	施設名	延床面積	竣工年度	施設内容
行政施設	庁舎等	古殿町役場	3,746.10	H3	
		古殿町商工会館	172.64	S44	
		古殿町畜産振興センター	291.22	H4	
		旧古殿保育所	1,021.20	H4	
		旧鎌田小学校資料館	77.43	H13	
		旧論田小学校	2,759.77	S61	校舎、体育館、プール、用具小屋 電気室、受水槽、
		旧大原小学校体育館	741.13	S54	
		クラフトハウス（旧大原保育所）	538.79	H1	

平成 28 年 9 月 1 日現在

(2)課題

- ・古殿町商工会館、旧大原小学校体育館は、築後 37～47 年が経過しており、建物の老朽化が著しくなっている状況を踏まえ、安全性の確保や効率的な施設の維持・更新が必要です。

(3)管理方針

- ・直営の施設にあつては、経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。

5. 消防・公園等施設

(1)現状

- ・火災や災害時の活動拠点となる消防施設は7施設が整備されています。
- ・憩いの場として公園や広場、附設するトイレなど7施設が設置されています。

施設概要

(㎡)

	施 設	施設名	延床面積	竣工年度	施設内容
消 防 ・ 公 園 等 施 設	消防施設	消防団第1分団1部屯所	68.00	S62	
		消防団第1分団3部屯所	66.00	H7	
		消防団第2分団1部屯所	66.00	H7	
		消防団第2分団2部屯所	66.00	H6	
		消防団第2分団3部屯所	66.00	H14	
		消防団第3分団3部屯所	66.00	H15	
		消防団第3分団3部屯所（前木）	33.00	S55	
	公園・トイレ等	三株高原 公衆トイレ	5.15	H9	
		町民憩いの森公園 公衆トイレ	22.27	H18	
		大久田区民広場	25.00	H4	
		大風川溪谷遊歩道 公衆トイレ	4.86	H3	
		鎌倉岳遊歩道 公衆トイレ	5.00	H3	
		芝山公園 公衆トイレ等	35.05	S63	
		流鏑馬広場	146.02	H3	

平成28年9月1日現在

(2)課題

- ・消防施設については、消火活動や緊急時に備え定期的な点検が必要です。
- ・公園・トイレ等は、少子高齢化や利用者ニーズなどの利用状況や老朽度を勘案しながら、トイレ、遊具の設置や点検などのメンテナンスが必要です。

(3)管理方針

- ・直営の施設にあつては、指定管理者制度等の経営形態の検討を行うとともに、段階的に業務の委託化を進め、効果的・効率的な運営を図ります。

第 5 章

計画の推進

第1節 マネジメントの実行

1. 公共施設
2. インフラ施設

第2節 体制構築と進行管理

1. 推進体制の構築と連携
 2. 進行管理と活用
-

第5章 計画の推進

第1節 マネジメントの実行

適正な施設管理の推進を円滑にし、実効性のあるものとするため、次の方策により、実行していきます。

1. 公共施設

(1) 現状の把握

施設の現状を把握するために、個別施設ごとに利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を記載した施設調書の作成を検討し、施設評価における基礎的データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化に努めます。

施設調書については、情報の共有化を図るため庁内関係部署の意見を十分に考慮したものとし、必要に応じデータの更新を行い常に最新の情報を反映させたものとします。

(2) 施設評価の実施

作成した施設調書等を基に、利用度、維持管理コスト、老朽化度等定量的な視点で評価を行い、町域内の配置状況や設置の経過、施設類型などの要素を踏まえた評価を行います。

(3) 方向性の検討

公共施設類型別に施設の利用度、維持管理コスト、老朽化度を分析するとともに、町民ニーズの集約と政策適合性を考慮し、長期的な施設管理の方向性を検討します。

公共施設類型別基準

評価	対策	対象となる施設例
そもそも公共サービスとしての必要性に乏しい施設	廃止	
公共サービスとしては必要であるが、公共施設は必要ない施設	ソフト化（民間移管）	子育て支援施設、交流施設、スポーツ施設 公営住宅、公園・トイレ施設
	ソフト化（町民移管）	文化・学習施設、集会施設
	ソフト化（代替サービス）	庁舎等、図書館
公共サービスとしても公共施設としても必要だが、量を削減する必要のある施設	学校統廃合（統廃合済）	小学校、中学校
	共用化	文化・学習施設、集会施設
公共サービスとしても公共施設としても必要だが、独立施設である必要のない施設	広域化	文化・学習施設、集会施設、図書館
	多機能化	文化・学習施設、集会施設、子育て支援施設、福祉施設、消防施設

2. インフラ施設

インフラ施設は、複合化・集約化等の改善や用途転換や施設そのものの廃止が適さないことから、公共施設とは異なる観点・方法によって評価・実行を行います。

(1)現状の把握

定期的な点検により劣化進行等の状態を把握し評価するとともに、データの蓄積を行います。

(2)方向性の検討

道路・橋りょう、上下水道等の施設種別ごとに、整備状況、老朽化の度合い、利用状況及び施設の財政状況を総合的に判断し、施設の特性に合った方向性を検討し、その結果から施設の重要度に応じた個別の維持管理計画を策定することとします。

(3)取組みの見直し

定期的な点検に基づく評価及び情勢の変化による施設の重要度等を勘案し、必要に応じて維持管理計画の見直しを行いながら事業を実行することとします。

第2節 体制構築と進行管理

1. 推進体制の構築と連携

(1) 組織体制の構築

基本方針に基づいた取組みを展開するにあたり、部署間にまたがる案件（複合化、用途転用など）、予算等の財政的な連動など、役割分担や調整が難航することが想定されます。

そのため、組織横断的、全庁的な会議体を組織し、その推進体制のイニシアチブの下、調整を図りながら、類型別の公共施設等について早急に検討・協議を行います。

また、着実に実行していくため、専門的能力を有する職員を継続的に養成し、技術的手法・管理水準の見直しを的確に実施する体制を整えていきます。

(2) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画は、財政措置により実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な施設管理を実施するため、予算編成部署との連携を図ります。

また、新たに必要となる経費や事業優先度の判断に応じた予算配分の仕組みづくりについても検討していきます。

(3) 官民協働・連携の環境整備

公共施設等における行政サービスの有効性、維持管理の成果や利活用状況に関する情報の町民への提供を推進し、施設サービスの提供過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

また、民間のノウハウや活力を取り入れることによる効果的・効率的な施設の管理運営を検討し、官民連携を図るための環境形成を図ります。

(4) 職員の意識改革

職員は、公共施設やインフラの現状や管理の意義などを理解し、経営的視点に立った総量適正化や維持管理のあり方を理解し、社会状況や町民ニーズの変化に対応できるようなサービスの向上のための創意工夫を自ら実践していくことが重要です。

そのため、研修会等を通じて職員一人ひとりが、意識を持って取り組んでいくための職員の啓発に努め、全庁的な管理やコスト意識の向上を図ります。

(5) 各種計画との連携

既存の各種計画などの基本的なまちづくり構想や都市計画、政策を考慮し、特に古殿町第6次振興計画「安全で安心なまちづくりプロジェクト」に示される、町の課題や問題点、基本指針など、将来の公共施設の在り方等との整合性、連携を図りながら、全体的な施設バランスを図るとともに適切で効果的な施設管理を行います。

2. 進行管理と活用

(1)新しい公会計に基づく進行管理

従来の官庁会計では、資産の管理を公有財産台帳により行っていたため、資産価値の状況を把握しておらず、会計と連動した管理を行っていなかった状況を踏まえ、本町では新地方公会計制度のもと保有する公共施設の状況や公共施設を用いた行政サービスの提供に係るコストを把握しつつ、適切に管理していきます。

今後は、固定資産台帳等を利用し、インフラ施設も対象として、保有する資産量やコスト構造を把握し、適切な保有量の調整や幅広い視点からコスト削減の余地を検討していきます。

公有財産台帳と固定資産台帳の主な相違点

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	管理の主眼 財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など公有財産台帳上に整備されていない資産もある）	すべての資産
金額情報	なし（原則）	あり
減価償却	なし	あり

（総務省）

(2)ニーズの的確な把握

人口減少や少子高齢化社会など、今後見込まれている社会状況の変化や町民のニーズを的確に捉えることが求められています。

また、社会の変化に応じた新しい発想が生まれてきています。本町においても、施設の管理や運営にあたり、新しい発想に基づく手法の効果を研究し、良いものは積極的に取り入れていくべきものと考えます。

今後、町民のニーズを的確に捉え、その行政サービスの実態を検証し、総合的に勘案した最適な公共施設等のあり方を求め、既存施設の改修や更新を実施する場合、町民のニーズに合った公共施設等の発展的、持続可能なあり方を図るものとします。

(3)保有資源の最大活用

大幅な財源の伸びが見込まれず、また、確保の難しくなる中、町民のニーズに合った行政サービスを提供するためには、全ての公共施設等について、単に「作る」ことよりも、これからは公共施設等を「使いこなす」ことが重要となります。そのためには、これまでの分野ごとの施設管理の考え方から、組織横断的、全庁的な組織を立ち上げ、公共施設等の総量の抑制によるスリム化を基本に、施設の複合化・再編・統廃合、跡地の売却など保有する公共施設等の資源を、最大限の活用を図る観点から、その組織の中で協議・検討を進め、具体的な取組みを実施することとします。

なお、後年にその取り組んだ結果においても、検証やニーズの変化を再度確認し、的確に捉え、最大限の活用を図る（使いこなす）ことを更に努めるものとします。

古殿町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

編集：古殿町総務課

〒963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原 31 番地

TEL：(0247) 53-3111 FAX：(0247) 53-3154
